

○議事日程（令和6年6月20日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出席議員

1番	佐 野 伸 也	2番	大 橋 みち子
3番	西 脇 康	4番	清 水 由美子
5番	北 倉 義 博	6番	岩 永 義 仁
7番	吉 田 太 郎	8番	早 崎 百合子
9番	野 村 永 一	10番	松 永 民 夫
11番	水 谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真 由 美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	伊 藤 め ぐ み	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	藤 田 勝 彦
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	大 倉 修
産 業 建 設 部 参 事 兼 産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	吉 村 和 人
産 業 建 設 部 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 会 長 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	大 倉 巧

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

古 川 博 規

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開議時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

後段のほうの御唱和をよろしく申し上げます。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については、上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和6年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、6番 岩永義仁君、7番 吉田太郎君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、8名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、8番 早崎百合子君。

○8番(早崎百合子君) 改めまして、おはようございます。

議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、防災教育・ジュニア防災士について質問させていただきます。

将来にわたり地域防災力を向上するためには、次代の担い手となる子供たちへの防災啓発が重要だと考えます。

2024年1月、能登半島地震の事例は知り得ておりませんが、2011年3月、三陸沖を震

源とする巨大地震、東日本大震災は、岩手県釜石市の地域において津波などで壊滅的な被害を受け、人的な被害も甚大となりましたが、その地域にある小学校、中学校では、以前から合同訓練が行われ、日頃から防災に対する教育に取り組んでいることが功を奏し、小学校、中学校の児童・生徒約570人の全員が無事に避難することができたという事例は釜石の奇跡と言われ、新聞報道などでも取り上げられており、皆様も御存じかもしれません。

釜石市では、2004年から津波防災授業が実施されております。この授業では、先生から生徒に対し、津波が来ても、君たちがきちんと逃げると分かっているならば、お父さん、お母さんは危険な中、君たちを迎えに来ないで逃げてくれるよねと言い伝えています。そして、自分が逃げることで、お父さん、お母さんも逃げてくれる、助かってくれると。親の愛情と災害というものを生徒たちは自分なりに考え合わせるようになりました。そして、実際に震災時には子供も率先避難者となり、自らの行動が周囲の避難を促すことなど、多くの人々の命を救う結果に結びついたといえます。防災教育の重要性を示す好事例であったと思います。

また、釜石市であったこの出来事は、奇跡ではなく、日常の訓練や防災教育の成果として、釜石の出来事として、地元では釜石の奇跡という呼称は使用していないとのことです。

防災は、人々が行動変容を起こさなければ効果は出ません。しかし、指示されたら行動に移すというのではなく、まずは心の変容があって、その結果として行動が生まれるということが重要です。心から逃げる、備えるということの意味を理解し、そして自身の命、家族や周囲の大切な人の命、さらに財産を守るという行動に移す。ここに防災の本質があるかと私は思います。この防災の本質を子供たちのうちから学び、地域との関わりや共助の精神をやがて大人になるまで持ち続けられる社会ができていくなれば、それは持続可能な災害に負けないまちづくりにつながっていくのではないかと考えます。

そして、自分事の防災を学ぶ機会の一つに、地域防災士の担い手の育成、ジュニア防災士養成講座を開催しているところがあります。近隣市町では、水の都おおがきジュニア防災士を養成する講座が開かれています。また、輪之内町では、6年前から中学校2年生全員に自然災害に学び、防災士の資格習得を目指しているとのことです。

誰もが将来に要配慮者になる可能性があり、今、要配慮者を守る体制が整備できないコミュニティは、そのまま将来の自分や子供たちに引き継がれてしまうおそれがあります。そうならないように、みんなで思いやって災害に向き合える地域づくりを目指したいとの思いからお尋ねをいたします。

本町における防災教育の現状とジュニア防災士への取組の見解を2点についてお伺いいたします。

1点目、防災教育の現状について。

災害が発生した際に近くに家族やそのほかの大人がいない場合であっても自分の命を守るために知識を身につけてもらう必要があります。災害が起こったときに自ら実践できる環境を整えるためにも、これからも防災に関する取組、また防災啓発は積極的に行うべきではないでしょうか、お考えをお伺いします。

2点目、ジュニア防災士への取組について。

地域防災士の担い手の育成、防災士養成講座などについての町のお考えをお伺いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 早崎議員の防災教育の現状についてお答えいたします。

議員御提案の次代の担い手となる子供たちへの防災啓発につきましては、地域の防災力向上を図るためには非常に重要な取組であるというふうに考えております。

各小・中学校における防災教育においては、現在、学校で行う避難訓練を「いのちを守る訓練」として位置づけております。具体的には、従来の避難訓練に加え、非常時下校に行う引渡し訓練などを年2回から3回計画的に実施をしております。この引渡し訓練では、こども園、小学校、中学校が連携して行っております。

また、学校で想定される自然災害についても、住民の方から情報をいただき子供たちが学ぶ機会をつくるなど、日頃から防災教育について、自らが考えて行動できるような取組を推進しております。

さらに、町におきましては、昨年度は町内小学校2校に対し、ふだんからの災害への備えについてや防災資機材の使用体験など、積極的に防災出前講座を実施しております。

地域の取組では、上多度地区や笠郷地区において地域防災訓練などを積極的に実施していただいておりますが、地域の大人たちと共に小・中学校の児童・生徒も一緒に参加していただき、日頃からの災害に対する防災啓発や実際に地震体験車などで地震に対するなど、実際の災害時にどうすることができるかという気づきを大切にする訓練を、町と連携して協力しながら行っております。

今後もこうした将来の担い手となる子供たちへ啓発活動を推進し、児童・生徒の防災意識向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、演台にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） 早崎議員の2点目の御質問は実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

現状、町におきまして小学生や中学生を対象としたジュニア防災士を育成する事業の実施はしておりませんが、昨年度より新規事業として、自助や共助による地域防災力の向上を目的とした防災士養成講座を海津市と共同で開催をしております。今年度も7月に広報紙やホームページにより受講者を募集する予定ですが、こちらは年齢制限がございませんので、小・中学生の方も受講していただくことが可能となっております。

また、防災士資格取得者に対しては、資格取得にかかった費用の2分の1の額を補助する防災士養成事業補助金の交付も実施しておりますので、防災士養成講座の受講の際は併せて御活用願います。

今後とも防災教育が推進される取組を研究し、地域防災の担い手の育成につなげてまいりたいと考えます。

[8 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 執行から丁寧な御回答ありがとうございました。

回答をいただいた内容を踏まえ、3点について再質問いたします。

1点目、昨年度より新規事業として防災士養成講座を海津市と共同で開催しておりますが、海津市との共同で行うようになったきっかけ、経緯ですが、お尋ねします。

2点目、防災士養成講座の詳細をお願いします。

3点目、昨年度の防災士養成講座における養老町からの受講者数の実績、現在の養老町内における防災士資格取得者の数をお尋ねします。

○議長（北倉義博君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの早崎議員の3点の再質問につきましては、実務的な内容となりますので、私のほうから回答させていただきます。

1点目の海津市と共同で行うことになったきっかけでございますが、以前より町と海津市は人事交流などを行っており、このたびの事業も海津市と連携する一つの事業となります。

通常、町内在住の方が防災士養成講座を受講する場合は岐阜市まで何回も出向く必要がありますが、近隣である海津市での講座を受講できるように連携することは防災士の資格取得のハードルを下げることに繋がります。町内の方の防災士の資格取得を推進することは地域防災力の向上に効果が期待できるものと考え、昨年度から新規事業を行ったものです。

続きまして、2点目の海津市と連携して開催する防災士養成講座の詳細ですが、まず養老町内に在住、在勤または在学の方が受講していただくことができます。講座は、防災の第一線で活躍する研究者や関係機関、災害ボランティアを講師として招き、全部で4回の講義が海津市で行われます。受講者の方は、原則として4回とも参加していただく必要があります。最終日には、講座と併せて日本防災士機構が実施する防災士試験があり、合格すれば防災士の資格を取得することができます。

なお、受講料は総額で1万2,000円となりますが、町から防災士養成事業補助金として半額の6,000円を補助しておりますので、積極的に御活用いただければと存じます。

続きまして、3点目の防災士養成講座の受講者数の実績、現在の養老町内における資格取得者数についてということですが、昨年度におきましては、養老町から20名の方が

防災士養成講座を受講し、19名の方が防災士の資格を取得されました。今年度の募集人員は15名程度としております。

現在、町内において、5月末での防災士資格取得者数は、全体で111名となります。

今後とも地域防災力の向上を図るため、地域において自助や共助の活動の担い手となる防災士の資格取得に関する支援事業を継続してまいりたいと考えます。

[8 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 再質問について、御回答ありがとうございました。

防災教育は、突発的な自然災害などに対し命を守ることを学ぶことでありますが、そのためには、災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと、そして実践に移すことが必要であり、東日本大震災以降より、より一層教育機関が防災教育を行う機会が増えていると聞き及んでいます。子供たちが災害に遭遇したとき、適切に行動するために大切なことが防災教育だと考えます。

夏目漱石の弟子として知られる物理学者、故寺田寅彦氏の言葉に「災害は忘れた頃にやってくる」という災害への備えを警鐘する言葉がありますが、現在は異常気象などによる激甚災害が頻発しており、災害はいつ起きるか分からないと言われていています。こうした時代に合った対策を進めていくためには、定期的に防災に関する意識的な取組を行い、防災意識が薄れないようすることが大切であると考えます。

まず、防災の基本は自らの身を安全に守ることとされており、自発的な取組による自助、地域住民と身近な人と協力し合う共助、行政との公的機関からの支援を受ける公助などの取組が非常に大切であると言われていますが、中でも自助、共助の取組は最も重要となります。こうしたことから、一人一人の取組や地域での取組が推進されることにより、住民が災害発生した際にパニックを起こして避難できなくなる確率を減らすことができます。

町の進める防災士の育成に関する事業では、町内の防災士資格取得者を増やし、地域防災力の向上を図っていくとのことですが、こうした防災士の資格取得には年齢制限がないことをお伺いし、町内小・中学校の将来を担う児童たちにも挑戦できることは大変素晴らしいことだと思います。

今後とも町の地域防災計画に基づき、内容の充実した事業の取組を進めていただくことを要望しておきます。

以上で私からの質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

次に、7番 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 議長に発言の許可をいただきましたので、2項目について質問し

ます。

まず1項目めは、養老町の消滅可能性についてです。

去る令和6年4月24日に、民間組織である人口戦略会議が国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、20代から30代女性の数である若年女性人口の減少率を市区町村ごとに分析しました。そして、2020年から2050年までの30年間で若年女性人口が半数以下になる自治体を、今後も人口が急減し、最終的には消滅する可能性があるとして、これに当てはまる744の自治体を消滅可能性自治体として公表しました。

ここで、スクリーンを御覧ください。

これは、県内の市町村を人口戦略会議が公表した分類ごとに表示してあるものです。県内42市町村のうち自立持続可能性自治体に分類されたのは僅かに1市であり、消滅可能性自治体には16市町村が分類されております。この中で、我が町、養老町では消滅可能性自治体に含まれており、消滅という過激な表現も相まって大きな衝撃を受けているところであります。

思い返せば、10年前に養老町は日本創成会議が公表した報告書により消滅可能性都市に分類されました。くしくも人口減少、少子高齢化に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りになったと言えます。

今後、人口減少、少子高齢化の課題について最優先に取り組まなければならないことは明白であり、有効な対策を講じなければ取り返しがつかない状況になっていくことは考えられます。

そこで、4点についてお伺いします。

まず1点目は、10年前に引き続き、今回も養老町が消滅可能性自治体に分類されたわけですが、これに対する執行の見解をお願いします。

次に2点目は、この10年間で消滅可能性自治体を脱却した自治体は239あります。本町も脱却していくためには、定住人口の確保を強力に推し進めていかねばならないが、現在までにどのような取組をしたのか。

3点目、女性に選ばれる町となるためには、子育て支援、教育の充実など、子育て環境の整備とそのPR、情報発信が重要であるかと考えますが、現状についてをお伺いします。

最後に4点目ですが、人口減少は全国的な傾向であり、国レベルの課題でもある中で、地方自治体としては、定住人口の確保と同時に、町内の活性化を図るため、交流人口・関係人口の確保・拡大に努め、町外に住む人たちをうまく巻き込んでいくことが最も重要だと考えます。これまでの取組の状況をお伺いたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の御質問に御回答させていただきます。

まず1点目、消滅可能性自治体に分類されたことに対する見解でございます。

本町では、10年前に同様の指摘を受けまして以降、養老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これに基づく事業を実施し、人口減少への対応や独自の地域づくりに懸命に取り組んでまいりました。

国立社会保障・人口問題研究所は、国勢調査のたびに将来の人口推計を公表しておりますが、2015年と2020年の推計を比較しますと、僅かではございますが、減少数は若干改善をされております。今後も継続性を持ちながら、さらなる創意工夫の下、職員と一丸となって人口減少対策に取り組んでいこうと考えていた矢先のこのたびの発表でございました。若年女性の人口という極めて限定的な指標によるもので、各自治体の努力や取組に水を差すものであり、地方の自治体のイメージを大きく悪化させる可能性もございます。

また、国全体の課題である人口減少問題を一つの自治体の問題であるかのような印象を受ける可能性もあり、大変遺憾でございます。しかしながら、人口減少対策の手を緩めることなく、本町の特徴、特性を生かしながら事業の継続、発展をさせてまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の定住人口確保に対する取組でございます。

本町は、三世代同居の割合が高く、岐阜県内でも上位である特徴を生かしながら、三世代同居・近居世帯の住宅取得に対する補助金を交付するとともに、孫育てをしている祖父母に対しましても補助金を交付しております。

また、U・I・Jターン世帯の住宅取得も補助をしております。近年では東京圏からの移住支援事業も展開しており、テレワークも含めた東京圏からの移住を後押ししております。

続きまして、3点目の子育て支援についてでございます。

全ての妊婦、子育て世代が安心して出産し、子育てができるよう、妊婦検診費用の助成、乳幼児健診、育児相談、医療費の高校生までの無償化などを実施しております。

また、子育てをしながら働くことができる環境づくりとして、乳幼児の随時入園体制を充実させるための基準以上の保育士の配置をする園に対する支援、病児・病後児保育事業を実施するため、事業者の支援を行うとともに、保護者の負担軽減を図るため、使用済み紙おむつの園処分などを実施しております。

そのほかにも、保護者が気軽に相談できる場の創出を図るため、町内3か所に地域子育て支援センターを開設しているほか、本年度より児童館におきましても子育てカフェを開催しているところでございます。

各種事業については、町ホームページ、町子育て応援ホームページようろうっこ、母子手帳アプリようろうっこに紹介をさせていただいております。

最後に、4点目の関係人口・交流人口の確保・拡大についてでございます。

交流人口につきましては、これまで、養老町のメインは養老公園ですので、養老公園

観光拠点整備プロジェクトを通じ、新たな観光プログラムの開発や特産ブランドの商品開発、御当地グルメの開発などを行い、Smart Town YORO Projectにて交通手段、養老鉄道などとの連携を図ってまいりました。さらに、昨今の働き方の変容に合わせてテレワーク施設の開設を行い、都市部からの人口流入に資する取組も実施しております。

いずれの取組にしても、ホームページやSNSなどを活用し、情報の拡散を行ってまいります。

関係人口につきましては、令和4年1月に町公式ファンクラブでありますYORO SUPPORTER WORLDを設立し、これまでに本町に興味・関心のある1,700名を超える方に御登録をさせていただいております。サポーターの皆さんに対しましては、公式LINE等を活用し、本町の魅力やイベント等の情報をリアルタイムで発信をしております。

また、町内事業者にも御協力いただき、官民連携によるサポーターの呼び込み等も行ってまいります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 再質問をいたします。

人口減少対策は、様々な施策が複合的に重なり合って初めて成果が得られる課題です。この10年の間に町が人口ビジョンや総合戦略を策定し、これに基づく多くの事業を実施し、対策に取り組んできたことはよく分かりました。確かに日本全体の人口が減少する中、一自治体だけで抜本的な改善を図ることは困難かと思えます。

こうした中、人口減少の社会において今後のまちづくりをどのように進めていくのか、町長の考えをお願いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

この10年の取組には、国勢調査から見る人口推計で減少数は僅かながら改善されております。しかしながら、減少していることに変わりはなく、その傾向を覆すことは非常に困難であるとも思っております。

今後も危機感を持って人口減少対策を継続していくとともに、新たな取組につきましても研究を重ねてまいりたいと思っております。

町民の皆様の中には、人口減少に対する不安を抱えている方もお見えになると思います。町も含めた助け合える地域コミュニティの形成を図りながら、人口減少が進む中でも安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） それでは、再々質問をいたします。

消滅可能性自治体に分類されたことは非常にショッキングなことであり、危機感を持って今後の取組につなげていかなければなりません。

744の自治体が分類されている一方で、脱却した自治体が239あります。これらの自治体の中には、長期的な取組の成果が結果として表れている自治体もあると考えられます。

東京圏からの移住は、女性よりも男性の人数が多いという結果もございます。三世代同居の割合が県内でも高いほうに位置する養老町でも、男性主導で養老町に戻ってくる人が多いという印象を持っております。その上、女性にも選ばれる町となれば、人口減少の抑制も大きく前進するに違いありません。

町制が施行された昭和29年に生まれ、養老町と共に70年間歩んできた者として、養老町のますますの発展を願ってやみません。男性にも女性にも、全ての人から選ばれる町を目指して、継続的、発展的な取組を実施し、人口減少の進む中でも町民が安心して暮らせるまちづくりの実現をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

2項目めの質問に移ります。

消防団活動についての質問です。

人口減少・少子高齢化によって消防団の担い手不足が顕著になり、各地区での団員確保に大変苦慮されていることから、令和3年4月に消防団員定数を400から300に減員し、さらに消防団機構改革により分団を組成する部を廃止されました。この部制の廃止による33部編成から分団の集約化、新たに機能別団員制度の導入、消防団員の出勤報酬の値上げなど、改革が推進されたことについては一定の評価をしたいと思っております。

しかしながら、以前は農業や自営業で生計を立てていた消防団員も多く在籍しており、自家用軽トラックに小型ポンプを乗せて火災現場や訓練へ向かうことも可能でしたが、近年では消防団員のサラリーマン化、また核家族化などによって、小型ポンプの資機材を搬送する軽トラックを所有していないという問題が発生し、活動に支障を来しているということを聞き及んでいます。先般の消防操法競練会でも話題になっておりました。

そこで、次の1点についてお伺いします。

この問題について、現状と今後の方針についてをお伺いします。

○議長（北倉義博君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） 実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答を申し上げます。

消防団活動における小型動力ポンプの運搬方法につきましては、各地区で整備いただきました軽貨物車または団員やその家族所有の軽貨物車により運用を行っているのが現状でございます。

各地区で資機材運搬用軽貨物車を導入または更新される場合には、養老町消防施設整備補助金を御活用いただいているところです。この補助制度につきましては、要綱を一部改正いたしまして、一律15万円の助成額でしたものを、令和5年4月から最大45万円

の助成ができるよう、補助率及び基準額の見直しを実施いたしました。

議員御指摘のとおり、本町消防団員の就労形態の変化により、被雇用者の方が80%を超える割合となっており、軽貨物車を借用できる団員が不在のケースで出動できない場合は、活動に支障を来すケースがあると推察いたします。

消防団の活動環境を整備することは、町民の安心・安全を守る観点からも重要な課題であると認識しております。まずは補助制度の利用促進を図り、補助制度を拡充することによりまして、地元地区の負担軽減策を推進し、消防団活動の環境整備と地域消防力の維持、向上について引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 吉田太郎君。

○7番（吉田太郎君） 重要な課題と捉えております。補助制度の拡充に前向きに取り組むという答弁をいただきましたので、活動環境の改善と地域の消防力維持のため、ぜひ事業化をしていただくことをお願いして質問を終わります。

これで終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、7番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。

今回は、2つの項目について一般質問を行っていきたいと思います。

まず1つ目、自治体DXについての質問を行ってまいります。

自治体DXとは、デジタルトランスフォーメーションを略したもののことをいいます。近年聞くようになったこの言葉ですが、ざっくり言うと、以前はIT化やICTといった表現がされていたものと理解していただければおおむね合っています。最新のデジタル技術を活用することで、より便利に、そしてここが重要なのですが、コストカットにより、経済的にも、そして人的にもスリム化しようという試みです。令和2年12月から総務省によりスタートしています。

長くなってしまうのでめちゃくちゃ簡略化して説明しましたが、詳細については総務省のホームページ等で御確認ください。

養老町では、養老Payをはじめとして、主にスマートフォンを活用するアプリでの展開がされている。そういう印象を受けるのがここ数年の動きと理解しています。町ホームページのチャットボットのようなAIシステムを使った利用例もあります。ただいま配信されているこの議会中継もDXですね。

というわけで、まず1点目は、これら国が推進する自治体デジタルトランスフォーメーションの当町における今後の方向性について、どのような視野で臨んでいるのかお答えください。

次に2点目、政府が推進する計画、ガバメントクラウドについてお聞きします。

またよく分からない用語で恐縮ですが、簡単に言うと、自治体ごとで構築しているシステムを統一したシステムにすること。そして、それを国が構築したサーバーにて運用しようというものです。一つの建物に全国の自治体のシステム機能が集約されている。そして、それをどの自治体も均一に利用できるといったイメージです。

申し訳ありませんが、こちらも詳細は総務省のホームページ等で御確認いただきたいと思います。

国が進めるガバメントクラウドへの移行ができれば、予算書などでよく見かけるシステム改修費といったようなものが縮減できるというものです。当町での対応状況についてお知らせください。

最後に3点目、本庁舎及び公共施設のフリーW i - F i の設置状況についてお聞きします。

実にこの質問は平成24年に行った一般質問と同じになります。12年前の当時はW i - F i という言葉ではなく、公衆無線L A Nという言葉が主に使われておりました。このときの質問に対する回答は、会議録から抜粋、要約すると、本庁舎プラス幾つかの施設で設置するというようなものでした。これがその後どうなったかお知らせいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 岩永議員の御質問に御回答させていただきます。

3点で御質問いただきましたが、1点目の当町における自治体D Xの今後の方向性については、D X推進計画の内容に関わりますので、私のほうから御回答申し上げます。

町では、昨今の少子高齢化や様々な地域課題への解決手段としてデジタル技術に期待される役割が高まっていることを踏まえ、様々なデジタル技術を積極的に活用し、行政サービスの向上、業務の効率化につながり、町民が暮らしやすく、持続的な発展のできるまちづくりを実現するため、令和5年3月に養老町D X推進計画を策定しております。

その中で、自治体D Xを通じて目指す姿に、デジタル化を通じて町全体を活性化し、子供からお年寄りまで、みんなが便利で豊かに暮らせるまちづくりを掲げ、このための基本方針を3つお示ししていました。

まず1つ目は、町民の暮らしの利便性向上です。

この基本方針では、窓口業務をはじめとする各種手続等について、オンライン申請の推進や重複した手続を整理するスマート窓口を導入することによって、町民の各種手続の負担改善や利便性の向上につなげてまいります。

また、子育て・教育分野でもI C Tを拡充し、タブレット端末やスマートフォンアプリの導入によって、保護者や教員、保育士の負担を軽減し、子供たちの教育や保育の質を高めてまいります。

次に、2つ目が行政運営の効率化でございます。

この基本方針では、パソコン上で職員が操作する内容をコンピューターに代行させ、定型的な事務作業を自動化するRPAシステムを導入することにより、職員が実施している業務の効率化を進めてまいります。

また、国が主導している地方自治体情報システム標準化・共通化を踏まえ、住民記録システム等対象業務システムを国が示す標準仕様書に基づき改修することにより、自治体ごとに異なるシステムを採用していることにより、国の制度改正のたびに各自治体が個別の対応をして行うことによる課題や、さらにはシステム更新が特定のベンダーのみしか対応できないことがある状況を改善してまいります。

最後に3つ目ですが、地域活性化のためのデジタル化でございます。

この基本方針では、スマートフォンの普及に伴い、様々なアプリケーションサービスの開発と運用、また養老町テレワーク施設YOROfficeの活用を推進していくことにより、様々な働き方の実現や生産性の向上、労働人口の確保につなげ、地域の活性化を図ってまいります。

また、デジタルディバイドと呼ばれるインターネット上の情報など、デジタル技術を活用できる人と活用できない人との間に情報格差が生まれ、不利益を被るといった課題もございます。これまでデジタル技術に触れる機会が少なかった人やデジタル機器の操作に不慣れな人などに対し、身近なデジタル機器であるスマートフォンの操作や機能に慣れ、アプリケーションの使い方を学び、優れた利便性を知ってもらうため、スマートフォン教室を開催し、情報格差の縮減に取り組んでまいります。

以上の3つを基本方針として、今後も本町のDXを進めてまいりたいと考えております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の2点目の御質問であるガバメントクラウドへの対応についてでございます。

ガバメントクラウドは、国が管理する政府共通のクラウドサービスのことでございまして、国の各省庁や地方自治体が利用できます。これにつきましては、国は今後、ガバメントクラウドに様々なアプリケーションやシステムを構築し、地方公共団体が共同で利用できることで、各自治体がそれぞれ別々に行っているシステムの維持改修や、自治体単独の設備整備が不要になるとともに、コストの削減や迅速なシステム変更をはじめ、自治体間でのデータ連携も容易になるといった見通しを示しており、当町におきましても、その動向を注視してまいりました。

その中で、国が現在、ランニングコストの検証を行っておりますが、既にシステムベンダーが所有するクラウドを利用している自治体の中には、ガバメントクラウドを利用することでクラウド利用料等のランニングコストが上がるといった自治体があることも分かってきておりますので、その対応につきましては、国の検証結果やほかの自治体の

動向を見守りながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北倉義博君） 中島企画財政課長、演台にて答弁。

○総務部企画財政課長（中島和哉君） 岩永議員の3点目の本庁舎及び公共施設のフリーWi-Fi設置状況については、実務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、平成24年12月議会において、岩永議員の一般質問に設置予定として回答いたしました本庁舎、中央公民館、総合体育館の3か所における中部ケーブルネットワークの負担によるフリーWi-Fiスポットについては、その後設置されております。現在も利用可能ですが、利用者は当事業者の契約者に限られております。そのため、現時点において町内で当町が無償で利用可能なフリーWi-Fiを設置しているのは、養老駅観光インフォメーション、親孝行のふるさと会館の2か所でありまして、主に観光客向けに整備されたものでございます。本庁舎やその他の公共施設には、無償で利用可能なフリーWi-Fiは町では設置しておりません。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

ここ数年、予算の中に養老Payや健康増進アプリといったスマートフォンを利用したものが散見されるようになってきました。スマートフォンの利用が苦手という方のためのスマホ教室といったものも開催されています。時代の要請ですので理解はできるのですが、町が単独でアプリを開発して展開していくという現在の養老町の状況にはいささか危うさを感じています。養老Payなどのように独自の通貨アプリなんていうのは、確かに華やかで見栄えがよく、他の自治体にも自慢できるアイテムの一つです。しかし、そのコストを考えると、本当に養老町が独自で展開していく事業なのか考える必要があるのではないのでしょうか。

お聞きします。

養老町でここ数年展開されてきたアプリ等について、それぞれの開発費や改修費、運用費等の総額について、ざっくりでよいのでお知らせください。

次に、ガバメントクラウドについては、答弁があったように、私もコストの比較が重要であると考えています。政府もこのコストが高くなるという先ほどの町長の答弁にあった点については、3割以上は軽減できるようにしたいというようなコメントを出しているような状況です。

しかし、単年度のコストとかではなく、未来を見据えたものでなくてはならないと考えます。国の提供するクラウドサーバーシステムを利用していけば、条例改正やシステムの変更等のたびに予算に計上されて、金額の大きさに驚く改修費等の経費の縮減が期待できるんです。まだまだ全国的な利用率も高くはないため、今後、国によるてこ入れ

があると予想されます。そのときに備え、しっかりと情報収集を行い、必要な措置を行っていくよう申し述べておきます。

3点目のフリーWi-Fiについては、対応及び答弁に強い憤りを感じます。先ほどの答弁をもって、12年前に実施すると言った公共施設へのフリーWi-Fi、設置できなかったというような答弁もありましたが、そういったコメントを出すのならば、何とか、それでも何かフリーWi-Fiを設置しましたみたいな話もあったんですけども、それはもう本当にごまかしを大いに含んだだましの表現で、虚飾に満ちた解釈ではないかとコメントをさせていただきたいと思います。フリー、つまり無料で誰でも使える設備を用意しようという提案に対しての回答は、実施する旨のものでした。特定の会社との契約者だけが使える設備ができましたというのは、そんなのは普通のスマートフォンの契約と同じことです。

当時の会議録を読み上げるので、よく聞いて、先ほどの答弁で正しいか確認してください。

私岩永から、住民サービス、防災の点から、本庁舎や自治会館等の公共施設にて利用できる無料の公衆無線LAN設備の設置をしませんか、お答えくださいという質問です。

町長、答弁、一部飛ばしております。

公衆無線LANの現状についてでございますけれども、平成24年度の町の事業ではございませんが、先日、中部ケーブルネットワークからの提案で、地域モバイルインターネット環境の向上及び大規模災害時の通信手段の確保が見込まれることから、中部ケーブルネットワークの負担によりまして、役場本庁、それから中央公民館の2か所に公衆無線LAN、Wi-Fiスポットの設置を予定でございます。CCNetにおきましては、3か所を負担していただけるということで、3か所目は総合体育館で調整をしているところでございます。

工事は本年度というふうにお聞きしておりますけれども、サービスの開始は来年度の予定ということで、時期そのものは明確になっておりません。

一部飛ばします。

また、大規模災害時においては、公共施設の多くが避難所として重要な拠点となり、災害情報や安否情報などの情報収集が大変重要になります。現在、本町の公共施設には、テレビ、ラジオ、インターネット回線の敷設、防災無線を整備し、災害情報の収集を図る体制を整えております。しかし、避難される方にとって、家族の安否情報の収集は最も必要なことのひとつです。さきの東日本大震災においては、地震発生後すぐに携帯電話網に対する通信規制が行われ、携帯電話を通じての通話及び情報収集が困難になった事例があります。そんな中、公衆無線LANが整備されていた施設においては、メール等による情報収集が可能であったという事例がありました。

前述したように、災害時において避難所となる公共施設は、避難者が望む情報が収集

でき、さらにその施設の状況の情報発信など、大切な役割を担うこととなります。現在、ケーブルテレビ、インターネット、防災ラジオ等の設備は整っておりますけれども、公衆無線LANを整備することにより、新たな通信手段の確保にもつながります。今後、その設置について具体的に検討し、つける方向で検討をまいります。

これが当時の会議録を、今、一部飛ばしましたが、そのまま、原文まま読ませていただきました。

住民サービス、災害時の通信手段といった、まさに今多くの自治体が直面している課題を理由に公共施設に設置していくという答弁ですよね。繰り返しになりますが、特定の業者と契約している人だけが使える通信をフリースポットやフリーWi-Fiとは言いません。これを踏まえて、先ほどの答弁の意図についての答弁を求めます。

また併せて、改めて住民サービス、災害時の備えの観点から、本庁舎や公民館といった指定避難所へのフリーWi-Fi設置についてもお答えいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 岩永議員の再質問について御回答させていただきます。

まず、予算の関係でございます。

主なDX関係に係る予算につきましては、令和6年度当初予算において、オンライン申請等システム維持に係る経費として192万4,000円、自治体情報システム標準化に係る経費として3,831万3,000円、デジタルディバイド対策に係る経費として165万2,000円でございます。

このほか、主なアプリの構築、導入から現在までの運用に要した経費の概算でございますが、地域通貨を活用したキャッシュレスアプリ「養老Pay」に約2億7,800万円、子育て支援アプリ「母子モ」に約200万円、園と家庭との連携システムである「すぐーる」に約100万円、防災アプリである「養老町防災行政情報」に約600万円、小・中学校と家庭との連絡システムである「スマート連絡帳」に約200万円などでございます。

なお、「養老Pay」については、おおよそ74%に当たる約2億500万円をデジタル田園都市国家構想交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といった国庫補助で賅っております。

今後の展開といたしましては、「養老町DX推進計画」における個別重点施策を優先して推進してまいりたいと考えております。

次に、本庁舎及び公共施設といった主要施設へのフリーWi-Fiの整備についてでございます。

当町の主要施設での利用者を限らない公費負担によるフリーWi-Fiの整備についてですが、スマートフォン等のデジタルデバイスの利用環境は急速に変化し、各携帯電話会社はデータ容量プランのサービス内容やその価格を競争し、インターネットの利用環境は日に日に手軽に利用できるようになっております。令和3年には、政府の要請に

に基づき、大手通信会社は相次いで通信量の大容量化及び従来よりも大幅に安価なプランを発表しました。このことにより、以前は低い通信量制限により、常にフリーWi-Fiスポットを探すようなことが必要でしたが、大容量プランや4G、5Gといった近年の通信技術の向上により、今後はさらに従来のWi-Fiスポットの必要性は低下していくと考えております。

また、災害時等の避難場所における連絡手段や情報収集手段としてのフリーWi-Fiスポットの活用においては、回線や電源の断線により、フリーWi-Fiスポットを整備しても必ずしも有効に使えるとは限らず、モバイルWi-Fiや無線の中継器を借りる等の手段も含めて考える必要がございます。

これらのことから、公費負担によるフリーWi-Fiの整備につきましては、今後の社会情勢を総合的に考え、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点目のガバメントクラウドの関係でございますけれども、これにつきましては、やはりコストの削減や迅速なシステム変更、自治体間のデータ連携も容易になるといった見通しは示されておりますけれども、やはりランニングコストも十分検討しながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 3回目、再々質問を行いたいと思います。

インターネットの通信環境は、現代社会においては重要なインフラの一つとなっております。その認識があるから、町ではスマホ教室を実施したりしているわけです。先ほど予算の答弁があったアプリの利用促進もそうでしょう。

ちなみにアプリに関しては、想像以上にお金がかかり過ぎているように感じるのは私だけでしょうか。やはり何億もかかるようなアプリの独自開発は、養老町のような財政規模の小さい自治体には荷が重過ぎるのではないのでしょうか。現在では、大手企業が開発したアプリケーションが幾つもあり、それらに利用料を支払って使うという自治体が増えてきました。コストも低くなります。先ほど町独自のアプリにかかる金額を聞いて改めてそう感じました。作ってしまったものは使っていくとして、今後、アプリの改造や機能の追加等で多額の上乗せ予算が発生しないよう、注意深く見ていく必要があると感じました。

ソフトウェアである一部のアプリ開発にこれだけ多額の予算をかけながら、通信インフラであるハードウェア、つまり公共施設や避難所へのフリーWi-Fi設置に及び腰な答弁しかできないというのはなぜでしょうか。本来なら、公共施設での住民向け通信インフラの提供は、自治体DXの最初の一步のはずです。

町長は、議会やイベント等の多くの場面で防災の重要性について述べているわけです

が、12年前に提案したこのフリーWi-Fi、確かにやると言っただけでこれまでに実現できていなかったのは許せませんが、改めて設置に向けた準備を行っていくという考えはありませんか。12年前とは違って、はるかに低予算かつ簡単な設備で用意できるものです。

ちなみになんですが、事前に確認したところ、議会で現在使用しているフリーWi-Fiは、4階の一部ではありますが、一般向けにも開放することが可能だと聞いております。ネット環境のフリースポットの設置はこんなに簡単なことなんです。

最後に町長の見解を求め、この質問は終わりたいと思います。これくらいのことは一も二もなくやると言ってもらえることを、議員としてではなく、一養老町民として強く思っております。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） いろんな考え方がありますので、その辺のところは今後検討していきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

元消防団員による区長会への訴訟についての質問を行いたいと思います。

6月1日だったと思いますが、岐阜新聞の報道で元分団長らと区長会が和解という見出しの記事が掲載されました。1年ほど前に報道があった訴訟の件に一応の決着がついたものと思われます。ということで、本件について質問を展開していきます。

区長会は、養老町の地方自治システムの根幹であるの言うまでもありません。地方自治の最も最先端の細かい部分を担う団体です。同じく町の消防、災害等から地域を守るのが消防団です。消防団員は、町の非常勤特別職の地方公務員です。僅かばかりではありますが、両団体とも構成員には町から報酬が出ています。つまり、どちらの団体も町が所管する極めて公的な団体ということになります。このことを踏まえて質問です。

1点目、報道によると、2020年に町などへの投書があり、これをきっかけに消防団の分団長及び副分団長への罷免要求があったとのこと。消防団員は地方公務員ですので、人事権は町にあります。よって、事実上は自主退団ということになったんであろうと想像します。投書があった2020年から、そして報道された昨年以降、町としてこの件についてどのように把握していたのか説明を求めます。

2点目、この件に関して、これまでに町はアドバイスや仲裁等の何かしらの対応や関与はあったのかお答えください。

3点目、御存じのように、担い手不足により、消防団員の人材確保は町内全体の課題となっています。まして、分団長や副分団長といった適性を持つ人材となるとそうそう見つかるものではありません。町が所管し、地区の自治の根幹である2つの団体間においてこのような結果を招く事態が起きたことは、大変遺憾であります。町としての見解

を求めます。

以上の3点について答弁を求めますが、広くない町内での出来事ですので、答弁においては、細心の注意をもって臨んでいただけるよう申し添えておきます。

○議長（北倉義博君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） 民事的な事柄でもありますので、お答えできる範囲で誠意を持って回答させていただきたいと存じます。

まず質問の1点目と2点目につきましては、まとめて回答させていただきます。

本件の裁判となった事案につきましては、令和2年2月頃に匿名の怪文書が出回ったことが発端であると認識しております。その際に、消防本部より当時の消防団や地元区長に対し、こうした文書が町に届いたことについて連絡をしております。しかしながら、今回の裁判となった事案に関し、消防本部及び町長部局におきまして、消防団に対し、直接聞き取りや指導などは行っておりません。

続いて3点目、消防団員が退団に至ったことに関する町の見解はについてでございますが、元消防団員が退団に至った経緯につきましては、このたびの地元区長会との裁判に関することが原因だと推測いたしますが、消防本部として消防団員の任免に係る規定はなく、今回の消防団員の退団につきましては、自主的な辞職願が消防団に提出されたことに伴う措置となります。

今回の裁判について、消防本部を含め、行政として協議に関わっておりませんので、裁判の経過などは詳しく承知しておりませんが、消防団員の職場環境の適切な体制を整えていくことに最善を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

今回の件について、詳しい人物にアポを取り、取材を行ってきました。ほぼ全容について把握することができましたが、内容について一般質問でお話しできることは少ないです。少なくとも昨年7月の第1報の報道があった時点で既に事後であり、管轄所管である行政としてできることはなかったと感じました。唯一解決の糸口があったとすれば、先ほども答弁にありましたが、怪文書として出回ったとされる町に投書があった2020年、令和2年の時点で素早く情報収集を行い、適切な指導を行うというものでしたが、投書が匿名で真偽が明確でなかったと判断されれば、どうすることもできなかったでしょう。

しかし、これを踏まえてさえ思わずにはいられません。分団長、副分団長が同時に辞職するというのは、何かしら異常なことが起きていると判断ができたはずです。また、同時期に同地区ブロックの消防副団長も辞職されています。一部地区では消防団の指揮系統が失われるといった危険な状態が発生していたと言えます。やはり町としてもっと適切な動きができたんじゃないかと、この点について、再度見解をお伺いします。

次に、今回の和解の結果というか、和解内容に区長会名義の紙を一定期間公民館に掲示するというものがあります。

こちらが実際に掲示されているものになります。

ここですね、この部分に、これは公民館にある掲示板に掲示されております。

先ほどあった民民、民間での訴訟の結果というのなら、公共施設に掲示されるというのは誰のどういう許認可があったのでしょうか、お答えください。

最後にもう一点、和解内容に区長会から元消防団員2人に対して解決金が支払われるというものがあります。町の任意団体である区長会への補助金や交付金といった公金の動きがあるのかお答えください。区長会が会としてこういったお金を支払うシステムがあるのかについても併せてお答えいただきたいです。

以上の3点について答弁を求めます。

○議長（北倉義博君） 田中副町長、演台にて答弁。

○副町長（田中一也君） ただいまの岩永議員の再質問の1点目につきまして、私のほうから御回答を申し上げたいというふうに思っております。

このたびの裁判に至ったことに伴う幹部級の消防団員が同時期に辞職されたことにつきましては、町の消防行政に少なからず影響はあったものと推察され、誠に遺憾な出来事であるというふうに思っております。しかしながら、このたびの民事裁判におきまして審議された内容につきましては、行政が関わり、解決を導くような措置を講じる事案ではなかったため、行政が裁判に関わることはなかったものというふうに考えております。

町と各地区の区長さんとの連携、各消防団との関わりにつきましては、消防行政を推進していく上で非常に重要となります。今後、行政と地域とが連携、協議していく必要のある課題につきましては、緊密に連携をしながら最善の形となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 西脇生涯学習課長、演台にて答弁。

○教育委員会生涯学習課長（西脇直樹君） 2つ目の再質問につきまして、地区の公共施設の利用につきましては、養老町の公民館施設設置及び管理に関する条例施行規則に基づいて運用しております。

このたびの掲示板の利用の申請につきましては、申請者より利用の申請があり、判断基準にのっとり許可したものです。

なお、この許可権者は、地区の公民館長であります。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 3点目の和解金の関係でございます。

新聞報道によりまして、このたびの裁判、和解により、原告に対し区長会から和解金が支払われることになったものと認識しております。しかしながら、区長会には町から

の補助金は出ておりませんので、今回の和解金の原資につきましては承知しておりません。

[6 番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 最後になりますね。再々質問を行いたいと思います。

司法をつかさどる裁判での和解事項、今回はこの中に行政施設である公民館での掲示というものがありませんでした。答弁であったように、市民での訴訟事であったとするのなら、その出来事の結果を行政施設で公開せよという極めて不思議なものです。行政として、司法当局である裁判所等へ内容について確認があつてしかるべきと考えますが、この辺りの対応はどのようなものだったのかお答えください。

次に、和解条項にある解決金の原資については、今回は公金が入っていないというような答弁でしたけれども、これが誰がどのような形で支払っていくのか分かりませんが、いずれにしても町が負担するということがないという認識で今お聞きしました。

解決金にもし町からの公金が使われたりした場合には、やはり目的外での使用ということで、返還請求等もあり得るのでしょうか。

以上の2点について再々質問とし、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） ただいまの岩永議員の再々質問の1点目につきましては、私のほうから回答させていただきます。

このたびの事案は、地域住民の間で長い時間をかけて話し合われ、当事者だけではなく、多くの住民が心配されている内容でございました。和解条項に地区公民館への掲示を求める内容が含まれており、地元区長や関係者から掲示して和解をしたいという強い要望がございました。

もとより地区公民館の公共性は高く、民事の和解条項を掲示することは適正ではないという考えがあります。しかしながら、今回の事案は、多くの地元住民が心配している内容であること、長期間に及ぶ調停や話し合いで関係者が疲弊していることなどの現状に鑑み、当該地域の区長会の総意として和解を終結させたいと要望されたことを踏まえ、掲示することもやむを得ないと判断するに至ったものでございます。

今後は、地区公民館の公共性を踏まえ、状況によっては顧問弁護士などの法律の専門家に相談するなど法的な根拠も検討しながら、適正に運用できるよう啓発をし、見届けてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 岩永議員の再々質問の和解金のことでございます。

公金の取扱いに関し、仮定として軽々しく回答することは多方面に影響を与えることから差し控えたいとは存じますが、仮にそうした利用が判明した場合には、顧問弁護士

に相談するなど、適切な対処をしてまいりたいと考えております。

○議長（北倉義博君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

今年は平年より遅い梅雨入りとなり、蒸し暑い日が続くなど、煩わしさを感じる季節となっております。

さて、少子高齢化、人口減少が進む中で、年々増え続ける空き家については、今や全国的な問題となっております。我が国の人口は2008年頃をピークに減少しており、その他の社会情勢の変化に伴い空き家が増加しております。放置された空き家は適切な管理がされないこともあり、周辺環境など地域住民の生活環境にも影響を与える問題であると考えます。私の住む笠郷地区においても空き家の数は、令和5年の地域創生町民会議の調べで64件でありました。

そうした中、年々増え続ける空き家の現状と今後について4点お聞かせください。

まず1点目は、町内の空き家の現状把握についてお伺いします。

2点目、児童や生徒が登下校時に使用する通学路や避難路に隣接する空き家等の安全確保のために取り組まれていることについてお聞きします。

3点目は、空き家の発生要因の5割強は相続と言われていています。そのうち所有者が地域外に移住しており、空き家が発生してしまった場合、所有者が分からない、所有者が遠方にいる等で空き家の管理が適切に行われな可能性が危惧されます。

このようなことが発生しないように、事前に相続人となる方などへの対応が必要となると考えます。現在取られている対策についてお伺いします。

最後に4点目は、空き家を新たに購入して生活される方の中には、生活環境の違いから様々なトラブルが発生していると耳にします。昔は当たり前だった御近所付き合いがなくなり、区への協力などもなく、ごみの出し方等への問合せが多いように思われます。このようなトラブルをなくすため、町の取組についてお伺いします。

○議長（北倉義博君） 吉村建設課長、演台にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 西脇議員のただいまの質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、1点目から3点目について私より回答させていただきます。

1点目の空き家の現状把握につきましては、今年度、職員により目視による現況調査を実施し、空き家と思われる建物523件を確認しております。今後、国等が示す基準な

どを基に詳細な確認を継続してまいります。

2点目の児童や生徒の登下校時に使用する通学路や災害時に命を守る避難路の安全確保につきましては、町では養老町ブロック塀等安全確保事業補助金を創設しております。地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害や避難経路の安全確保を目的として、避難路や通学路に面するブロック塀の耐震診断、耐震改修、建て替え及び除却に対する費用の一部を補助しております。事業費またはブロック塀等の長さにより、補助率3分の2、補助限度額15万円としております。

3点目の事前に相続人となる方などへの対応につきましては、サテライト空き家相談事業として、公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会西濃支部に御協力いただき、毎月第3木曜日に無料相談を各地域の公民館で実施しております。その相談の中で、リフォームや解体などの目的を持たれた際には、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会や岐阜県解体工事業協会にも御相談いただけるよう協力を依頼しております。

そのほか、毎年5月の固定資産税納税通知書の送付時には、空き家の適正管理の依頼や空き家バンク登録紹介、サテライト空き家相談事業のチラシを同封しております。

引き続き、利用いただけるよう周知に努めてまいります。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） 4点目の御質問につきましても、実務的内容が含まれますので、私のほうから回答を申し上げます。

ごみの出し方についての町の取組についてですが、転入の手続の際には、ごみカレンダーをお渡しし、ごみ出しのお知らせをしております。ごみを資源として生かし、環境に優しいまちづくりのため、ごみの出し方については皆様に御協力いただけるよう、令和6年1月よりお手持ちのスマートフォンなどを利用して、ごみの分別方法や収集日などを調べることができるごみ分別アプリ3Rのサービスも開始しております。今年度は日本語のほか、多文化共生の中、4か国語対応できるよう準備中でございます。

今後も皆様に御利用いただけるよう周知してまいりたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

通知や指導により空き家の管理を促し、適正に管理される際には、空き家バンクへの登録や不動産会社等への相談により、一定の解決策が望めると思います。しかしながら、近隣家への影響、災害時の倒壊での救助や復旧への妨げや良好な地域景観の保全を図るためには、倒壊の危険のある空き家などについては解体する必要があると考えます。

解体に対する町の対応についてお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 西脇議員の再質問に御回答申し上げます。

空き家の解体が進まない要因の一つに費用の問題が上げられると思います。

町内にある危険な空き家を除却することにより、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを目的として、外観目視の調査で老朽危険度判定表の評点項目、評点合計が100点以上のものである空き家につきましては、国・県の交付金を活用しました養老町老朽危険空き家除却事業補助金を設け、解体工事の一部を支援しております。

こちらにつきましても、空き家相談事業等とともに、引き続き利用していただけるよう周知に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 今後も増え続ける空き家を減らすには、まず空き家等予備軍の実態把握が必要と考えます。引き続き調査を実施し、対策を進めてもらえるようお願いして質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、9番 野村永一君。

○9番（野村永一君） 議長に発言の許可をいただきましたので、養老町制施行70周年記念行事について4点で質問をさせていただきます。

本町は昭和29年11月に町制をスタートしてから、今年で70周年という節目を迎えました。

ここでスクリーンを御覧ください。

この70年間を振り返ってみますと、昭和40年には中央公民館が、昭和46年には現在の役場本庁舎が完成しました。多くの町民に浸透し親しまれている町民憲章は、昭和48年に制定されたものでございます。昭和51年には町の人口は3万人を超え、目覚ましい発展を遂げてきたと言えます。

町制の中期に入ると、基幹産業の基となる町営食肉事業センターの完成や、スポーツの拠点となる総合体育館の完成といった施設整備に加え、菊水泉と養老の滝が日本の名水百選に選定されたり、スマイルげんちゃんの誕生、ドイツ、バートゾーデン市との友好親善調印、フォトスポットとして注目を集める養老天命反転地など、町外へ養老の名を広めることに成功してきました。

近年では、養老改元1300年祭の開催による交流人口の拡大、東海環状自動車道養老インターチェンジと名神高速道路養老スマートインターチェンジの開通によるインフラ整備が行われるとともに、18歳までの医療費無償化や学校給食費の補助といった子育て支援にも注力してきました。

こうして70年にわたってたゆまぬ努力を続けてきた養老町ですが、現在は人口減少、少子高齢化という厳しい状況に直面しています。これを打開していくためにも、地域に対する誇りや愛着を持ち、自らが行動することで地域の発展に貢献し、よりよい地域を

つくっていかうとする意志であるシビックプライドの醸成が重要となります。

新型コロナ5類移行直後で日常を取り戻しつつある中で迎える町制施行70周年という節目は、町民の参画を促し、共に未来へとつなげる絶好の契機となっていると考えます。

養老町制施行70周年事業の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までと定められており、既に様々な事業が実施され、気運の高まりを感じているところです。

そこで、改めて養老町制施行70周年記念事業についてお伺いします。

まず1点目は、記念事業の基本方針についてです。町として、記念事業に対し、どのような考え方や方向性で各種事業を実施しているかをお示してください。

続いて2点目は、主要事業についてです。既に防災フェアや消防操法競練会も開催され、今後も様々な記念事業を企画しているとのことですが、主な事業について説明ください。

次に3点目は、地域住民や各種団体の参画についてです。先ほども申し上げましたが、新型コロナ感染症により様々な事業が自粛されておりましたので、5類移行直後に迎える町制施行70周年という節目は、町民の参画を促し、共に未来へとつなげる絶好の機会であり、シビックプライドの醸成を促す契機となると考えています。どのような方法で住民参画を促し、共に町制施行70周年を築き上げていくのか、お答えください。

最後に、これを契機として生まれるレガシーについてです。

レガシーとは、事業によって次の時代に受け継がれていくものを指しておりますが、町制施行70周年という節目は、これまでの養老町を振り返り、未来へと思いをはせる中で、有形無形の財産が生まれるものではないでしょうか。それらは住民の参画を得ることによってより大きな影響となり、有益性の高いものとなっていくと考えています。

次の世代を、何をどう引き継いでいくかお伺いします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の御質問に御回答させていただきます。

まず、1点目の町制施行70周年記念事業の基本方針についてでございます。

町では、町制施行70周年記念を迎えるに当たり、実施計画を策定しております。この中で、基本理念について、養老町制施行70周年を契機として、町民の皆さんと一緒に養老の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識するとともに、広く強く町内外に発信し、シビックプライドの醸成を図り、町の最上位計画であります養老町まちづくりビジョンに定める将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現を目指しと定めております。

そして、この基本理念の実現を図るために、基本方針といたしましては、養老町の歴史と先人の功績を振り返り、全町を挙げて祝う、地域資源を生かしふるさとへのシビックプライドの醸成を図る、次世代を担う子供たちの夢や希望を育み、未来を創造する、養老町の魅力を町内外に積極的に発信するの4つを示し、事業を展開しているところで

ございます。

次に、2点目の主要事業についてでございます。

町が主催する町制施行70周年記念事業は、記念式典、記念イベント及び冠事業の3つで構成されております。

まず、記念式典は、町制の功労者に対する表彰や記念講演を行うなど、町民と共に70周年を祝う式典として11月に開催する予定でございます。

次に、記念イベントでは、8月には薪能を計画しており、町名の由来となった養老孝子伝説を題材とした演目「養老」を公演する予定でございます。

最後に、冠事業といたしましては、既に開催されました春の全国交通安全運動防災フェア、養老郡消防操法教練会をはじめ、養老フェスタ、アセビ平ウッドテラス完成式典、家族の絆 愛の詩、養老町人権擁護推進大会など、合わせまして15事業を予定しております。

続きまして、3点目の住民参画についてでございます。

一人でも多くの地域住民、一つでも多くの各種団体の皆様に参画いただくため、各種団体等の主催による冠事業と町民企画事業の2つのメニューを用意してございます。

各種団体等の主催による冠事業では、地域住民や各種団体、事業者が毎年主催している既存事業、あるいは新たに企画・立案し実施する自主的な事業のうち、記念事業として養老町制施行70周年記念事業の冠を付すにふさわしい事業を募集するものであり、本日までに13団体16事業の申請をいただいております。

一方、町民企画事業では、町民の方々等により構成される団体が企画・実施する事業で、基本方針に沿った事業に対しまして、補助対象経費の4分の3までで、なおかつ30万円を上限として補助金を交付するものでございます。こちらも多くのお問合せをいただいております。

いずれの事業につきましても、町ホームページに要綱を公開しており、現在も募集中でございますので、担当課へ不明な点などはお気軽にお問合せをいただければと存じます。

最後に4点目、町制施行70周年を契機として生まれるレガシーについてでございます。

令和元年度の終わりに発生しました新型コロナウイルス感染症は、その後すさまじい猛威を振るい、地域活動は中止あるいは縮小を余儀なくされ、地域コミュニティは危機に瀕しました。

昨年5月に5類移行後は徐々に様々な活動が再開されつつありますが、この中で迎える町制施行70周年という節目は薄れてしまった人と人、人と地域の結びつきを取り戻し、より強固なものとしていく貴重な契機となるというふうに考えております。

各種団体等主催の冠事業と町民企画事業に対して、既に大きな関心を寄せていただいていることは、多くの地域住民の参画につながり、地域活動の活性化に大きな効果が得

られるものと考えております。

すなわち、70周年事業を1年を通じて実施していくことで、人や地域の結びつきをもう一度強め、各分野につながりや地域コミュニティーを再構築し、養老町が本来持つ強い絆を未来へつなげていくことが、70周年記念事業を契機とするレガシーであるというふうに考えております。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） 御回答いただいた4つの基本方針は、シビックプライドの醸成につながる重要なものであり、住民参画についても住民の自主性、主体性を尊重する内容だと感じました。それらの記念事業は地域活動を活性化させ、コロナ禍で危機に瀕した本町の絆をもう一度強め、未来につないでいくことで本町の発展につながる貴重なレガシーと言えらると思ひます。

ここで1点再質問いたします。

目に見えない無形のレガシーについては、これに導く工夫が基本方針や計画段階から考慮されているようですが、その一方で、形として残る有形のレガシーとして、少しは考慮に欠ける印象を受けます。将来にわたって変わることなくそこにあるものが、薄れつつある無形の思ひを再度呼び起こすこともあります。

町制施行70周年を契機に生まれたレガシーを長きにわたって引き継いでいくために、形として残せるものも重要だと考えますが、これについて町の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 野村議員の再質問に御回答させていただきます。

本町の名誉町民であります日本画家の土屋禮一先生とのコラボについて、養老町美術協会からの意見もあり、土屋先生の作品の中で本町にふさわしいものを取得できないかと検討しております。この春に町制施行70周年を契機として、絵の購入に要する経費に対しまして、寄附を個人と企業からそれぞれお申出をいただいております。

そこで、先日、土屋先生に御相談したところ、第7回日本美術展覧会に出品された作品で、現在は総理大臣官邸に展示されている縦185センチ、横180センチの「紅葉譜」という作品を提示していただくこともできるというふうに伺っております。紅葉を題材とした作品であり、美しい紅葉を誇る養老町に通ずる作品でございます。

総理大臣官邸を装飾する作品として、貸出しの期間が令和7年夏までと伺っておりますので、取得する時期は来年秋以降になるかと思ひますが、70周年を契機として、未来への思ひを引き継ぐ有形のレガシーとしてとてもふさわしいものであると考えております。

確かな話はこれからでございますが、現在、取得に向けまして企画財政課長が調整を

行っておるところでございます。

日本を代表する日本画家の土屋禮一先生の大作でありますので、絵の購入が実現できましたら、一般公開の機会も検討し、末永く町民に愛される作品として保管してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 野村永一君。

○9番（野村永一君） 当町の名誉町民である土屋禮一先生の作品が取得できるのであれば、形として残るレガシーとして、さらには第7回日本美術展覧会に出品され、現在は首相官邸に飾られているということで、当町のシビックプライドの醸成の点でもふさわしいものになると思います。

また、紅葉には調和や美しい変化といった意味もあり、未来へ引き継ぐ無形のレガシーを生み出す、また、呼び起こすものとしてふさわしいものと思います。一般への公開も検討するという事ですので、町民の皆様にもこの素晴らしい作品が共有されることを楽しみにしています。

最後に、町制施行70周年が、養老町が未来へと飛躍する大きな節目となるよう御尽力いただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、9番 野村永一君の一般質問を終わります。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

さきの能登半島大地震で被害に遭われました皆様にはお悔やみとお見舞いを申し上げます。復興に向けて一生懸命取り組んでみえます能登に、一日も早く幸せが来ますように。

さて、近年は南海トラフ地震の発生が懸念されております。政府の地震調査委員会によりますと、その発生率は今後30年間で70から80%と非常に高い確率です。養老町においても大規模な災害が起こるかもしれません。行政としても限りある予算で懸命に努力していただいておりますことは十分に理解しております。

そこで、具体的に避難場所についてお伺いしたいと思います。

避難場所について、町内の小・中学校の体育館や教室など、各地域の避難場所に指定されています。能登半島の地震後から体育館を冷房にしたらと防災意識が高まってきました。養老町の避難所について、設備整備の中でも、体育館の冷暖房設備として、3月の一般質問においてある議員より質問がありましたので、町として設置計画の検討も進んでいるのではと思います。

そこで、避難場所のある学校の各教室には空調が設備されています。寒暖の厳しい日は体育館に空調が設備されていない場合は、教室の利用は可能でしょう。また、プライ

バシーの保護、個人の保護と言っている人は、車が避難場所になるとするでしょう。避難場所にはいろんな方が見えます。それは、高齢者、赤ちゃん、障害者、認知症の方、若い女性の方、病気の方などなど、様々な方が見えます。学校の教室は弱者の方を考えて個室の避難場所でありたいです。

そこで、避難場所について3点御質問いたします。

1つ目は、町内の小・中学校の体育館や空き教室、また各教室を避難場所としての活用はどのように考えてみえますか。

2つ目として、避難場所が長期になる場合の住居の確保は。

能登半島地震から間もなく半年になります。石川県内で142か所に4,695戸の仮設住宅が完成しました。能登町の最後の学校避難所は、6月16日に仮設住宅の開設に伴って閉鎖されました。5か月半、学校活動との共存だったそうです。学校、子供、避難者が互いに譲り合いながら生活してきたとのこと。

そこで、町としては、長期になった場合の住居についてどのようにお考えでしょうか。最近、コンテナホテル、トレーラーハウスなどについて話題になっていますが、町としては導入・誘致などの計画はありますか。

3つ目は、避難場所に女性の責任者を。女性の視点が必要です。

能登半島地震のときにも出された問題として、赤ちゃんのミルク、おむつ、女性の着替え、トイレ、プライバシーの保護など、男性と女性の視点が違います。そのためには、避難場所の運営には女性、男性のペアで行うように要望いたします。

以上3点、御質問いたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 大橋議員の質問に御回答させていただきます。教育委員会と部局をまたぐお話でございますが、防災の関係でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず1点目、小・中学校の教室を避難場所としての活用はというお話でございます。

現状、養老町地域防災計画におきましては、小・中学校施設を避難所として指定しており、各小学校の体育館や教室も避難所として利用することを想定しております。

災害の規模や状況により検討することとなりますが、小・中学校を避難所として開設する場合には、避難所運営に関し、災害復旧後の授業の再開について考慮する必要があります。ふだん生徒が使用する教室を避難所とした場合には、授業再開時に支障が出るものが予測されるため、第一に優先的に避難所を開設することになるのは、独立した建物である体育館となります。大規模災害などにより被害が甚大で避難者が多数となる場合には、校舎内の教室も災害備蓄品や物資の保管や炊き出しを行うスペースとなります。

また、特別な配慮が必要な避難者の方のスペースなど必要となることも想定されますので、その際は学校と相談しながら進めてまいります。

2点目、避難が長期になる場合の住居の確保はということでございますが、現段階におきまして、コンテナホテルやトレーラーハウスについての導入や誘致などの計画はございません。

避難が長期にわたる場合には、養老町地域防災計画に定めた応急仮設住宅の建設が可能な用地の中から、復旧後の日常生活や学校等の教育活動などに配慮しながら用地を定め、応急仮設住宅を建設してまいります。町が直接または建設業者に請け負わせて建設することとなりますが、災害時の業務は多岐にわたることから、町において実施できない場合には、県などに応援を要請して建設することも想定されます。

また、応急仮設住宅の建設のみだけでなく、民間住宅の借り上げなど、今後も関係機関との連携を図ってまいります。

3点目、避難所に女性の視点をということでございます。

避難所の運営につきましては、養老町避難所運営マニュアルにより運営方法を定めております。避難が必要な災害が発生した場合には、第一に、町が避難所を開設した後、初期段階においては町による避難所運営を行います。発災初期段階を経た後は、避難者同士で形成する自治的な組織が主体となる運営に移行していくこととしております。マニュアルに基づいた避難所運営を行う中で、町による避難所運営におきましては、女性職員を避難所に配置するなど、避難所に身を寄せる女性に配慮した避難所運営に努めてまいりたいと考えております。

また、避難所運営が初期段階から避難者の方々に移行する段階では、自治組織による避難所運営に関する役割分担を明確化する中で、女性の参画を推進し、自治組織の運営側に女性を配置するなど、女性のニーズや視点も踏まえた避難所運営が行えるような体制を地域住民と協議しながら整えてまいりたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 再質問いたします。

自分の命は自分で守る、自助です。地域住民が連携して地域の安全を守る共助。共助の考え方に基づいて、地域を安全・安心に願うならば、やはり地域同士の連携がとても大切になります。そこで、各地域の集会所も大きな避難場所の一つであったらと思います。それは、足の不自由で歩けない方、独り暮らしや高齢者の方などは遠くの避難所には行けないんです。また、暗い夜道の避難は危険です。近くに避難所があれば安心で安全です。

そこで、各地区の集会所での避難についてですが、もし集会所を避難所としたならば、そこは孤立しないかな、支援は遅れないかな、物資は届くかな、情報は届くかな、など不安や心配があると思います。

別名、届出避難所と言われていますが、届出避難所における町の支援等について具体

的に教えてください。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 大橋議員の再質問に御回答させていただきます。

日本災害情報学会による避難に関する提言では、公共施設などの指定避難所に避難することだけが避難ではないとしております。身の安全を確保できる場所へ、日頃から様々な災害に応じ避難する場所を家族の方や地域などで話し合い、あらかじめ考え、備えることも重要ではないかと思っております。

町では、避難に関する共助の取組を推進するため、令和4年度より公共施設だけでなく、民間の地域の集会所などを避難所として利用できるよう、新たに届出避難所制度を創設し、地域住民の避難場所の確保を目的に、戸別受信機の貸与や敷きマット、毛布などを貸与する助成事業を行っております。

届出避難所の運用に関しましては、町民の方が自主的に開設、運営する避難所となりますので、運営に当たって職員の派遣といった人的支援の基本的なことは行われませんが、町が届出避難所を場所や責任者などをデータベース化しており、町と地域とが連携する場所となりますので、物的支援につきまして、支援物資が滞ることのないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

また共助の取組では、民間企業と連携し、非常災害時における施設利用に関する災害協定を締結し、民間施設におきましても、避難場所として一時利用できるよう、町民の避難場所の確保に向けた対策に取り組んでおります。

さらに、災害時の食糧確保につきましては、県内3番目となる民間キッチンカーとの災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定を締結し、避難場所における炊き出しや食材の調理などの避難者の食生活の向上を図る措置も講じております。

防災の基本は、自らの身の安全は自ら守るとされており、自発的な取組による自助、地域住民など身近な人と協力して助け合う共助、行政など公的機関が支援となる公助、この3つの取組を今後も連携しながら推進し、災害の備えに万全を期してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 具体的な御回答ありがとうございました。

能登半島の大地震が起こったから、住民たちが災害に対する心得が変わってきました。明日は我が身どころか、今日の我が身の心構えという状況です。

避難は、避難してみえた方が元気になれる場でありたいです。避難所は自治体と住民でつくっていくもの。何よりも心と健康を守るために避難所を考えていきたいと思えます。まずは、やはり日頃の住民とのコミュニケーションの充実が大切です。みんなで支え合い、健康で安心して暮らせるまちを目指していきたいと思えます。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後1時10分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

本年4月24日、民間有識者でつくる人口戦略会議は、全国の市町村のうち4割超えに当たる744が消滅する可能性があるとの報告し、我が養老町もそのうちの一つにカウントしました。この報告は、主に出産可能な若年女性の人口減少動態に着目して消滅可能性を推計しています。

この報告に対し、全国の少くない首長が公式・非公式を問わずコメントを出しています。

丸山達也島根県知事「じゃあ、東京都がすごい頑張っているから人口が増えているの。そんなことないでしょう。出生率は全国最低だよ」。神谷俊一千葉市長「自然減対策のメインが自治体であるかのような間違ったメッセージだ」。吉田隆行全国町村会会長（広島県坂町長）「20から30歳の女性人口が半減するという一面的な指標をもって線引き」していると、「一部の地方の問題であるかのように矮小化されてはならない」。北川裕之名張市長「魅力的なまちづくりは競争すべきだが、財政力の格差が子育て支援策の格差になるのはおかしい。国が責任を持って財源を投入し、東京一極集中を解消すべきだ」。その他、県や市町のホームページには、自治体の長をつかさどる首長の多数の公式コメントがあります。

そこで、人口減少についてお尋ねいたします。

この人口戦略会議の報告と養老町が消滅可能性自治体として指摘されたことに対し、町長の御所見を伺います。適切な時期に町長の公式コメントは、町民にとっては大変意義あることだと思います。

2点目は、令和3年度の養老町人口ビジョンでは、人口減の主な要因は自然減ではなく社会的流失と分析しています。その主な流出先は、大垣市、愛知県とされています。

一般的に病院や学校は人口流出を防ぐ人口のダムと理解されていますが、これらの医療や教育の町内での維持について、大卒での町長・教育長の見解を求めます。

3点目は、令和6年度の施政方針において、個別施策①人口減少対策として6項目ほどの施策の表明がありますが、これは前日の養老町人口ビジョンが基になっていると推察しています。この人口ビジョンでは、現状のまま推移すると、10年後には人口2万人

を割り込み、推計がさらに前倒しされる可能性が現実味を持ってきました。

人口を保つ合計特殊出生率は2.06から2.07とされています。全国的に出生率の高い市町村区の子育て予算は、自治体予算の15%以上を措置しています。養老町の現状を踏まえ、人口2万人時代を見据えた財政運営についての町長の基本的な姿勢をお伺いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの水谷議員の御質問に御回答させていただきます。

1点目の消滅可能性自治体に指摘されたという所見でございますけれども、吉田議員の1番目の質問に御回答したとおりでございますけれども、6月10日の区長連絡協議会の総会のおきましても、はっきりと国全体の課題である人口減少問題を1自治体の問題であるかのように印象を与える可能性もあり、大変遺憾であると強く表明させていただいております。

次に、2点目の人口ダムとしての医療の水準維持の医療に係る見解についてでございます。教育につきましては、後ほど教育長がお答えさせていただきます。

私たちが生活していく上で、病院や診療所といった医療機関は必要不可欠な存在であり、人口の流出を食い止めるには、安心して医療にかかることができる環境整備が重要であるというふうに考えております。

当町では、平成30年と令和5年に新たな診療所が開設され、医療機関が増え、診療科も充実してきておるといふふうに認識をしております。

西美濃厚生病院におきましては、地域医療構想に基づく再編後も、地域の中核病院として様々な診療科の外来機能を維持し、当町の医療を担っていただいております。今後も継続して病院運営ができるよう、昨年度と同様な補助金を継続して交付するとともに、今年度新たに西美濃厚生病院から西濃厚生病院へ通院される方のシャトルバス運行補助金を創設し、支援をしております。

救急医療につきましては、西濃圏域で病院群輪番制を行い、休日や夜間における救急患者の医療診療及び2次救急医療を充実し、広域での医療体制を整えております。

このように、子供から高齢者まで安心して医療を受けることができる体制を引き続き維持してまいりたいと存じます。

今後、高齢者に向けての医療サービスや介護サービスのニーズが増加するため、医療だけでなく、福祉、介護、地域住民が連携し、包括的なケアが提供できるような体制が必要となります。当町では、地域包括ケアシステムの構築のため、養老町在宅医療介護連携推進協議会において検討をしております。

また、町民の健康意識を高めることも重要です。そのため、関係機関と協力して、町民の健康増進活動の推進や生活習慣病などの予防にも力を入れております。

以上のように、今後も養老郡医師会、西美濃厚生病院などと協力し、当町の医療水準

の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の人口減少を正面から受け止めた財政への取組への決意についてでございます。

財政運営につきましては、これまでも予算編成時に削減目標を定め、節約意識を持って経費の削減に努めるとともに、ふるさと納税の推進事業により自主財源の確保を図るなど、財政の健全化に取り組んでまいりました。

このような中、子育て関連施策には重点をおいて予算を配分しており、令和6年度予算総額に対する民生費のうちの児童福祉の割合は12.4%を占めております。

その内容といたしましては、養老こども園の調理室の空調の新設や、事業者による病児保育施設の整備の支援を行うものでございます。また、教育費の一部でも学校給食費の一部公費負担等を行っております。

今後、急速な人口減少が進行した場合、町税等の歳入は減少し、ますます厳しい財政状況となることが予想されます。これからは、今まで以上に事業の選択と集中による財源の有効的な活用に努め、効果の薄い事業につきましては、廃止も含めた検討を進めるとともに、新規事業の実施に当たっては、国や県の補助金等財源を最大限活用し、町単独事業を最小限にする必要があるというふうに考えております。限られた財源の中で、効率的な人口減少対策を検討しつつ、住民が最も身近な自治体としての役割を果たすため、持続可能かどうかの視点に立った行政サービスの提供に心がけてまいります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 森島教育長、演台にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の御質問の教育に関わる見解についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、子育て世代の方が養老の園や学校に通わせたいと思っていただける環境は、人口の流出を防ぐことにもつながると考えております。今年6月4日には、第1回学校のあり方検討委員会を開きました。あり方検討委員会に諮問した内容は、本町小学校の適正規模・適正配置及び本町小・中学校の将来像です。

委員の中からは、やはりふるさとには思いがある、その思いを大切にしたい。これまで子供たちのためにということで、たくさんの方に協力していただいた。今、少子化の問題が出てきたのは仕方がないかもしれないが、支えていくのは親である。養老町のよさを知っていただいて、養老町に住んでいただけるようになるとうれしいという御意見がありました。このような意見があることは大変ありがたいことです。

しかし、学校のあり方検討委員会は、人口の流出を防ぐことを目的としているのではなく、養老町の学校の将来像を描く検討会です。

私は第一に、目の前の子供たちや子育てする保護者、地域住民の皆さんが、この学校、この園でよかったと心から感じていただけること、子供たちの幸せ、好ましい教育環境の実現を目指すこと、このことを何より大切にしていまいりたいと考えています。

これまで本町は、人権教育を基盤に、一人一人が大切にされる学校づくりや園経営を実践してまいりました。中でも、乳幼児保育・教育の段階から義務教育を終えるまで、継続的に子供たちの困り感や保護者の悩みに応えることができるよう、園・小の接続や特別支援教育の連携をしてまいりました。こうした取組は、他に例を見ない歴史と実績を積み重ねております。

これからも保護者の子育ての悩みに答え、支え合って子育てできる人間関係を広め、信頼していただける学校づくりや園経営に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先ほど消滅可能性自治体の町長の所見の中で、区長連絡協議会の総会を6月10日と申しましたけれども、申し訳ございません、5月23日でしたので訂正させていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 増田レポートから10年が過ぎ、当時、消滅可能都市とされた自治体はまだ一つも消滅していません。

消滅可能性自治体の公表を受け、先ほど紹介しましたが、全国町村会の吉田隆行会長は、これまでの地域の努力や取組に水を差すものだと批判した上で、国全体でこれまでの政策対応を検証し、抜本的な対策を講じる必要があると指摘されています。先ほどの川地町長の答弁と通じるところがあると認識いたしました。

当町においても、2014年に国が地方創生を掲げた取組を始めて今年で10年を迎えました。人口ビジョンと総合戦略、自治体戦略2040、まち・ひと・しごと創生、デジタル田園都市国家構想など掲げる看板が目まぐるしく変わり、国が設定した枠組みや基本目標に沿って交付金の配分を受けましたが、用途の効果を検証していますか。政策的見地から具体例で簡潔にお答えください。

群馬県の南牧村、人口約1,500人の村ですが、昨年10月時点で高齢化比率が68.9%、2050年には20から30代の若年女性が6人に減少すると試算され、減少率は10年前に続き全国ワースト1。村は不名誉な日本一に翻弄されたが、移住促進を淡々と進め、過去10年に59組79人が移住。空き家バンク制度、村営住宅建設、職業紹介対策などを拡充し、4月には20人の小・中学生が自由なカリキュラムで学ぶ義務教育学校を開設した。長谷川最定村長は、数の少なさをハンディとせず、小規模校だからできる教育があると述べています。

先ほど、教育長が6月4日の第1回目のあり方検討委員会の委員の発言をお話しされましたけれども、再編のみでなく、これから養老町に求められていることの基本的な議論の下で、さらに多くの提言、そして結論を見いだしていただきたいということを重ね

てお願いをしておきたいと思えます。

また、子育て予算の15%以上の件ですが、先ほど答弁の中で、児童福祉費の割合が12.4%を占めていると述べられました。非常に高いですということをおっしゃりたいのではないかなということをおっしゃるんですけども、全国的に広がっている学校給食の無償化や有機食材の導入、あるいは産前産後ケア、育児休暇の拡充、子育て支援など、さらなる重要施策として持続可能と位置づけて取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

地方創生関連の交付金の効果・検証についてでございます。

まず、地方創生推進交付金、現在少し名前が変わりまして、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生タイプと地方創生拠点整備交付金、現在、デジタル田園都市国家構想交付金拠点整備タイプ及びデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ1につきましては、学識経験者や町議会議員の方も入っていただいておりますけれども、町内の各種団体、公募委員の皆様などで構成する養老町地方創生推進委員会にて、取組の状況や重点業績評価指標（KPI）を報告し、検証をいただいております。

これまででは、平成28年度から平成30年度までの3か年事業として採択を受けました養老改元1300年祭を核としたまちの魅力創出事業では、委員会での意見を踏まえ、ネクスト100プロジェクト事業として昇華させております。

また、この事業につきましては、外部の有識者からもある一定の評価を受けておったというふうに思っております。

また、令和4年度から採択を受けました養老町地域消費活性デジタル化事業では、その後の養老Payアプリの展開等につき議論いただき、養老Payを活用したSmart Town YORO Projectに至っております。

その養老Payを活用しましたSmart Town YORO Projectにつきましては、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプの採択を受けております。こちらも学識経験者や町議会議員の方にも一部入っていただき、町内の各種団体、公募委員などで構成されます養老町地域消費活性デジタル化推進委員会にて、取組状況や重点業績評価指標（KPI）を報告し、検証をいただいております。

引き続き、オンデマンドバスとの連携による利便性の向上や健康づくりに資する機能との連携など、養老Payをプラットフォームとした取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、医療の関係もそうですけれども、子育て支援の面で給食費の御質問がございました。去年は2割、今年は3割の助成を行っております。何とか段階的に、私のやっておる間に何とか無償化につなげていきたいということでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 国の地方創生10年は、ごく一部の自治体で人口が増加しただけで、全国的な人口減少はむしろ加速し、政策的には失敗ではないでしょうか。人口減少に歯止めをかけるには、自然減と社会減の要因に応じて適切な対策が必要です。自然減の対策は、個々の自治体の努力に限界があります。安易なリストラや合併は、人口流出を加速させます。町長の所見をお聞かせください。

また、人口は減っても社会保障の水準は落とさないという決意をお聞かせいただきたいと思います。

岐阜県にも人口が増えている地域があります。郡上郡石徹白、山間部でコンビニやスーパーまで車で30分。人口220人のこの村に6年間で8世帯22人が転居し、子供が8人増えました。小水力発電の活用で、農業・特産品が活かされています。水質と土地の落差があり、自然環境が抜群と子育て真ん中世代から好評です。

高山市奥飛騨郷中尾も地熱発電の開発で、ウナギやキャビア、バナナ、カカオなど小さな組合が寄り集まり、若い世代の新しい挑戦が始まり、人口が増えています。

片山善博元総務大臣は、自分たちで地域を考えてほしい、自治体は国が示した交付金の条件ばかりに着目し、地域振興のプロではなく、補助金獲得のプロになってしまった。コンサルへの丸投げもあり、金太郎あめのような計画ばかり。地域づくりで肝腎なのは、どんな資源があり、どう生かせるのか知恵を出し合うことが本質的に大切。補助金のばらまきに対応する従来型では芽が出ないと指摘します。

本町の特徴や特性を生かしながらという最初に答弁もございましたが、県内外の先進例も含め、町長の見解を求め、次の質問に入ります。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 町長の所見とありがとうございます。

水谷議員からの再々質問にお答えさせていただきます。

議員から例示いただきました2地域の事例は、いずれも豊富な水量と土地の高低差や温泉地内であることなど、地域の特徴を生かしながら、先進的、カーボンニュートラル的な取組であると承知しております。そして何より、地域住民が主体となり、地域全体の合意形成の下、事業が展開している点で優れた事例であるというふうに認識しております。その点では、本町の特徴を考えますと、やはり食肉基幹市場、これは今の質問を受けまして、強く決意をしたわけでございます。

また、そのほかでも、本町でも他市町から養老町はいい事業があるねということで、他市町の事例となっている、モデルとなっている事業もございます。他の人口減少に対する成功事例におきましても、地域住民が主体となり、地域の特徴を生かしながらの取組であることが共通として上げられます。

引き続き、地域活動の活性化に取り組み、シビックプライドの醸成を図るとともに、一定の人口減少が進む中でも町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、着実に持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 次いで、公共施設の適正管理について伺います。

2017年、平成29年ですが、国から示された指針を受け、養老町公共施設等総合管理計画が策定され、7年目を迎えました。途中、国から主な改定追加要請が示され、1. 施設保有量の推移の追加、2. 有形固定資産減価償却率の追加、3. ユニバーサルデザイン化の推進に係る方針の追加、4. 公共施設の改修などに係る財政負担の見直しの追加、5. 施設類型別での優先度判定の追加をし、2022年3月に養老町公共施設等総合管理計画の改訂版が公表されました。

これが表紙で、目次として1. 計画の目的などに始まり、8. 資料編まで78ページで構成をされています。次世代へ負担を残すことなく、必要な公共施設を引き継ぎ、公共施設などのサービスを持続的に提供していくため、長期的な視野に立って公共施設の統廃合を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、将来のまちづくりの視点を見据えて、公共施設などの適正な配置を図っていくと計画策定の趣旨・目的を明記しています。

今議会では、目標の設定及び重要方針（優先度判定）について、4点で見解を求めます。

1点目は、計画策定から7年を迎えましたが、本事業の進捗率の評価をお尋ねいたします。

2点目は、未利用の財産の積極的な活用や売却可能な財産の売却についての実績はいかがでしょうか。具体的にお答えください。

3点目は、各地区自治会館や公民館については、類型別方針（建物系公共施設）として整理していますが、具体的に今後どのような方針を掲げ、住民の理解を得ながら具現化していくのでしょうか。

4. 充当できる公共施設への投資金額を中長期財政計画における投資余力、令和4年度（2022年度）から2030年度までの平均値、4.4億円を投資的限度額として目標設定していますが、見込額の妥当性について伺います。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の御質問は、計画に関わる内容でございますので、1点目と2点目につきましては私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、2017年に計画を策定してからの本事業の進捗率につきましては、養老町公共施設等総合管理計画は、平成26年4月に総務省から示された公共施設等総合管理計

画の策定に当たっての指針を受けまして、平成29年に策定をいたしました。その後、10年間という計画期間の間である5年目にフォローアップとして見直しを図り、令和4年3月に改定をしております。

本計画では、現状と課題を整理するとともに、施設管理の方針や施設ごとの方針・検証・フォローをまとめた上で、想定される投資余力を最終目標値とし、施設の大規模改修、建て替えに係る更新費用を長寿化及び施設削減等により縮減を図ることとしております。本計画では、長寿命化による効果を算定することは困難でありますので、指標としている施設保有量の点から進捗率について回答させていただきます。

当初計画時から令和5年度末までに、用途廃止または除却により今後更新費用が発生しない施設の延べ床面積は、約1万2,000平方メートルでございます。全体の約7割となります10万2,000平方メートルの施設の削減により、更新費用の縮減を目標としておりますので、進捗率は約12%、約1億3,000万円の更新費用を削減したというふうに考えております。

次に、2点目の未使用財産の積極的な活用や売却可能な財産の売却についての実績につきましては、当初の行政目的を果たし、用途廃止した施設は取壊しと同時に施設周辺の機能集約や公共団体、民間への貸付けにより、有効活用を検討することとしております。

別の用途として活用している施設のうち改修したものは、旧養老町地域福祉センターの養老町テレワーク施設YOROffice、貸付けまたは譲渡した施設は、旧上多度こども園、旧養老キャンプセンター、旧池辺幼稚園、旧高田公民館分室でございます。その他、主に集会所につきましては、譲渡に向けて地元関係者と協議を進めており、一部施設につきましては、売却に向けて調査、測量を実施しているところでございます。

また、土地につきましても、将来的な利用予定を確認・検討し、定期的な利用を検討される地元区へ貸出しや売却を希望される方に対し、適宜払下げを行っているところでございます。

今後も引き続き、施設、土地の所有に係る維持管理費用を減らすと同時に、売却収入及び税金が見込まれますので、積極的に処分を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて答弁。

○総務部長（川口智也君） 3点目の各自治会館及び公民館につきましては、私のほうから回答させていただきます。

各自治会館については、一部を除き各地区の公民館内の1室を自治会館として利用する形となっており、各地区の公民館に自治会館職員を配置しております。自治会館職員の配置方針につきましては、各自治会館と公民館の間について、各地区で進められている地域自治町民会議の設立と両輪で検討を進めていく必要があると考えております。

令和5年度におきましても、多芸東部地区の町民会議が設立され、現在、町内6地区において町民会議が設立されている状況となっておりますが、各地域により地域自治町民会議の設立に向けた進捗にばらつきがあり、一律的な対応ができていない状況でございます。

また、公民館施設は、災害時における各地域の指定避難場所に位置づけられており、地域の重要な施設でございます。地域住民が歩いて集える大切な地域の活動拠点施設となっておりますので、今後とも公民館を地域の拠点施設として、現状を維持しながら長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、各自治会館及び公民館施設についても、今後も適正な維持管理がなされるよう取扱いについて検討し、方向性を決定してまいります。以上です。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の4点目の充当できる投資額の見込みの妥当性につきまして、御回答申し上げます。

養老町公共施設等総合管理計画において充当できるとした投資金額は、令和4年3月に改定いたしました養老町中長期財政計画の数値を目安として用いております。財政計画では、過去の財政状況データを基に、令和4年度から令和12年度までの将来的な歳入歳出の財政推計を行っており、その歳入と歳出の差額が平均して約4.4億円で、投資余力、新しい事業に使える一般財源としております。そのため、単年度における投資的事業、主に公共施設の更新費用などは、おおむねこの投資余力を目安に実施することが財政運営上望ましいと考えております。

施設の更新時期等により、投資的事業の多くなる年度もございますが、可能な限り事業の実施には補助金や交付金等を活用するとともに、事業費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 再質問を行います。

今年には町制施行70周年です。町民要求や時代の要請など、町の総合計画の中で公共施設の建設が進められてきました。

最初に、当町の公共施設の人口1人当たりの延べ床面積が、全国平均の1.5倍と比較して相対的に多いことを管理計画は検証しています。その特徴的な要因の分析と今後の公共施設の建設も展望し、政策的な教訓を伺います。

2点目は、現在、公共施設の総合管理は所管する各課ですが、例えば子育て支援施設は子ども課です。この質問をするに当たり、子ども課所管の施設の現状を確認してきましたので、一部御覧ください。

これが、旧養北こども園の東園舎、旧こばとこども園、日吉こども園北舎、そして船

附こども園、いずれも職員の方々による草刈り後の現状でしたが、施設の老朽化は否めません。所管の子ども課が施設の解体費用試算や施設活用施策の具現化などを図るには、現状の公務の中で新たな人的配置を確保しない限り限界があると考えます。

各課個別の方針で年度ごとの具現化、全課で共有システムを構築するため、専門の（仮称）公共施設適正管理チームの編成を提言しますが、見解をお聞かせください。

○議長（北倉義博君） 竹中産業建設部参事、演台にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の再質問について、私から回答をさせていただきます。

公共施設管理計画の検証等といった内容につきましては、特命事項推進チーム時代から携わっておりますので、私から回答いたします。

まず、1点目の公共施設管理計画の検証に係る政策的な教訓につきましては、町の公共施設の類型別保有量は、多い順に学校教育系施設が39%、公営住宅が22.5%、町民文化系施設が9.1%となっておりますが、人口1人当たりの面積では、公営住宅の保有量が県内でも上位に位置づけられています。現在では、改良住宅の計画的な譲渡を進めており、将来的には空き家の売却を含めた処分を計画しております。

また、保有量が最も多い学校教育系施設につきましても、学校の在り方について検討が始まったところでございます。

公共施設は、町の歴史や時代的な背景、発展の過程で建設されてきましたが、少子高齢化、人口減少が進む現在においては、1人当たりに係る保有量や負担額が増加してまいります。それは、総合戦略でも老朽化と併せて現状の課題として認識しているところであります。各施設の今後の方針につきましては、サービス提供の必要の有無から方針検証フローを基に判定することとしております。

更新費用の財源につきましては、国の補助金や地方債が考えられますが、施設の統廃合や集約化、環境への配慮、用途変更など厳しい条件がございます。町の一般財源を可能な限り抑えるためにも、国の支援が得られる統廃合・集約化を第一に、廃止を含めた施設の在り方を地域や関係団体の皆様の御意向を伺いながら検討してまいります。健全な財政の維持と適切な施設管理を実現するためには、将来負担の軽減と平準化を進めていく必要がございますので、庁内で連携した管理体制を進めてまいります。

2点目の（仮称）公共施設適正管理チームの編成の御提言につきましては、各施設は所管課が各施設を実行する中心地であるため、その維持管理から将来的な方向性の決定までを所管課の業務として行っておりますが、町全体の財政状況を考慮した投資余力や施設健全度、維持管理コスト面を基に行う優先度判定など、総合的な判断が求められます。

議員御提案の専門チームの役割に近い業務は現在建設課に位置づけられており、予算編成時には、産業建設部長が各課の施設整備関係の要望についてヒアリングを行ってお

ります。過去には、特命事項推進チームにて個別の施設の方針について検討も行ってまいりました。

ただ、今回の御提案は、従来のような形態ではなく、より横断的に専門的な業務を行うものだと受け止めております。先進的な取組を行っている自治体の事例や国の支援制度などを調査・研究し、当町における公共施設の管理体制を検討してまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 次世代への負担を残すことなくの強いメッセージを明記した当管理計画です。近隣市町では、不特定多数の企業から定められたテーマの企画書や提案書などを提出してもらい、最適な提案を行った企業を自治体が選定し契約するプロポーザル方式による公共施設の利活用が実践されています。先ほども申し上げましたように、利用していない財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却により財産収入として、先手、先手で取り組むことが求められていると思います。

施策を推進する専門チームについては、さらなる調査・研究をしていくとの答弁がありましたので、養老町方式と全県から評価が得られるような先進的な取組を推進していただきたいことを強く希望をし、次の質問に入ります。

最後に、おたふく風邪（流行性耳下腺炎）ワクチンの公費助成の創設についての見解を求めます。

乳幼児の予防接種は、私どもが子育てしていた頃と大きくさま変わりしています。本年4月から5種混合ワクチンが始まり、これまでの百日ぜき、ジフテリア、破傷風、ポリオの4種混合ワクチンにヒブワクチンが追加され、5種混合ワクチンとなり、1本のワクチンで5種類の病気が予防できるというものです。

また、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルスなど、全額公費負担で受けられるワクチンの種類も増えてきました。免疫機能が未熟な乳幼児には早い時期からワクチンを接種することが必要で、予防接種の効果と副反応をよく理解することも大事です。

さて、質問項目に掲げましたおたふく風邪ワクチンの公費助成については、任意の予防接種ですが、2008年頃から全国で多くの市町村で公費助成が拡充されています。西濃圏域でも1市6町で公費助成制度を創設しています。

おたふく風邪は、ムンプスウイルスの飛沫感染後、増殖したウイルスが全身に広がり、各臓器に病変を起こす疾患です。子育て世代の経済負担の軽減や、髄膜炎、重度難聴などの合併症を予防するため、当町においても早期創設を検討していただきたいと思いますが、その見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） おたふく風邪は、正式名称を流行性耳下腺炎といいま

す。2から3週間の潜伏期間を経て発症し、片側あるいは両側の唾液腺の腫脹を特徴とするウイルス感染で、通常1週間から2週間で軽快します。3歳から6歳ぐらいのお子さんが感染することが多く、一度の感染で終生免疫がつきますが、大人になってかかる方も見えます。かかっても軽症で済むことがほとんどですが、時には重症化し、難聴、髄膜炎などの合併症を引き起こす場合もあります。

おたふく風邪の予防には、1歳から任意で受けられるおたふく風邪ワクチンがあり、ワクチンの効果は80%程度と考えられています。現在、予防接種法に基づく定期接種ではないため、保護者の方の判断により接種していただいております。費用は4,000円から6,000円程度を御負担いただいております。

おたふく風邪ワクチンは、ある程度効果が認められる有効な予防接種であり、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化に向けた検討が続けられております。その中で、広くワクチン接種を促進するに当たっては、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、また副反応につきましても、現在あるデータは不十分であり、さらなる調査・研究が必要であると言われております。今後、議論を深め、助成について調査してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 重複するかもしれませんが、再質問をします。

おたふく風邪は、ほとんどの人が2から9歳頃にかかり、特に3、4歳にかけて多く見られます。潜伏期間は二、三週間で、学校の伝染病に指定され、耳下腺の腫れが消えるまで登校や登園が禁止されています。心配なのは、合併症として無菌性髄膜炎の発症です。また、難聴や男子が思春期以降にかかった場合には、精巣炎を併発することもあり、不妊症を起こす心配があることです。

接種年齢は1歳を過ぎると受けられますが、感染ピークとなる3歳頃までに接種することが望まれます。ワクチン接種後は、約90%の人に免疫ができると言われております。接種回数は2回で、1回目と2回目は4週間以上空ける。接種費用は医療機関により異なりますが、一般的に2回の接種で8,000円から1万2,000円かかると言われています。

公費負担を実施している近隣自治体では、全額公費負担はありませんが、接種回数1回として3,000円の助成額を設定しています。当町で、この助成額を試算した場合の概算試算額をお答えください。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） ただいまの再質問につきましては、実務的な内容ですので私のほうから御回答させていただきます。

近隣市町では、1市6町、海津市、安八郡3町、揖斐郡3町において、おおむね3,000円を上限に助成を実施していると承知しております。

当町におきまして、金額3,000円、回数1回として助成を実施した場合の予算計上額は、1歳から就学前の対象者数約540人を見込み、最大で162万円となります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） おたふく風邪ワクチン、打ってやりたいけど、任意だし、お金がかかるし、接種を迷っている子育て世帯のママから寄せられた声を質問に反映いたしました。

1歳になるまでの予防接種は、怒濤のスケジュールとのこと。当町の保健センターでは、子供の体調や日程の調整など、保護者へのスケジュール管理の環境が整備され、きめ細やかな対応で心強いし、本当にありがたいとの声も多く聞かれます。免疫機能が未熟な乳幼児へのワクチン接種事業における施策をさらに検討され、前進することを願います、質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。あとしばらく御辛抱をお願いします。

2点について質問をいたします。

まず1点目ですが、所有者不明土地と登記義務化への対応についてを質問いたします。

土地の所有者が分からず、災害復興や都市開発の妨げになるのを防ぐため、相続不動産登記が今年4月1日から義務化をされました。重病等で登記が難しいといった正当な理由がなく、一定期間内に登記をしなければ、10万円以下の過料が科される可能性があります。既に引き継いでいる不動産も登記が必要で、義務化の対象者は多く、早めの状況確認や手続が求められます。

相続登記は、土地や建物の所有者が亡くなった時点で法務局に届けをして相続した人に名義を変更する手続であって、これまでは任意であり、所有者が分からない土地が発生する要因になっていたと指摘されてきました。

所有者不明土地とは、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、また所有者が分かっているにもかかわらず所在が不明で連絡が取れない土地のことをいいます。国土交通省によりますと、全国の所有者不明土地の面積は、九州本島を上回る410万ヘクタールで、国土の1割に及んでいます。

また、農水省の調査によりますと、全国の田畑を合わせて、所有者不明土地は全耕地面積の24%を占めるとのことです。この表は農水省の統計であります。土地改良事業の農地再編整備や、また担い手への集約が進まないなどの妨げとなっております。

そこで、次の3点について質問をいたします。

1点目、本町の所有者不明土地の件数と面積及び対象土地の固定資産税の金額はいかほどか。

2点目、義務化以前の所有者死亡後の未登記の件数と面積及び固定資産税の納付状況についてお尋ねをいたします。

3点目、相続登記が今年4月1日より義務化されたが、対象者への通知等の対応はどのようにしているかを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 永嶺税務課長、演台にて答弁。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） ただいまの松永議員の質問につきましては、実務的な内容となりますので、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目の質問でございますが、所有者不明土地の件数は22件で、面積は約1万3,370平方メートル、固定資産税相当額は約45万円でございます。

次に、2点目の質問でございますが、所有者死亡後の未登記件数は1,485件で、土地の面積は約320万7,440平方メートル、このうち代表相続人により約81%が納税されております。しかしながら、約19%が未納となっていることから、引き続き徴収強化に努めてまいります。

次に、3点目の質問でございますが、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなっております。令和6年4月1日より前に相続した不動産についても、相続登記がされていないものについては、義務化の対象となります。

当町では、令和2年度から固定資産税の納税通知書及び共有物件課税通知書に相続登記のお知らせを掲載しており、今年度の納税通知書の発送時には義務化について付記したチラシも同封。そのほかにも庁舎内に啓発ポスターの掲示や、ロビーに設置されているデジタルサイネージへの掲載、チラシの配置、広報への掲載等を行っております。

また、死亡手続の際にはチラシを配付し周知を行っており、今後も周知啓発活動を継続してまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

相続登記が義務化されても、相続人の遺産分割が難しく、相続ができない不動産が発生した場合は、どのように対処されるのか。

所有者不明土地の防止の観点から、土地の所有権が国へ帰属する法律、相続土地国庫帰属法が令和3年4月28日に公布されましたが、条件が大変厳しく、また審査手数料や負担分として10年分の土地管理費相当の納付が必要となります。帰属が難しいというのは、申請できる土地の例として、建物、耕作物、車両等がある土地、土壌汚染や埋設物

がある土地、危険な崖がある土地、境界が明らかでない土地、担保権が設定されている土地、通路など他人が使用の予定があるような土地は国庫へ帰属できないというようなことになっております。

また、国庫へ帰属するためには、整地をして更地にして10年分の管理費約20万から30万を支払わなければ、国庫へ帰属できないということになっておりますので、多分これをやられる方はほとんどいないと私は思っております。

相続や国庫への帰属が困難な場合、相続放棄されることも今後懸念されます。相続放棄された土地は、どのように誰に帰属するのか、またどのような養老町の状況になっているのかを再質問いたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問にお答えさせていただきます。

相続放棄された土地や家屋につきましては、相続人不存在のため、毎年2件ほど家庭裁判所に申し立て、相続財産清算人（弁護士や司法書士など法律に詳しい方）を選任しております。

相続財産清算人に引き継がれば、固定資産税の管理が移行し、土地家屋が売却されると固定資産税等への弁済に充てられることとなります。また、土地家屋の所有権が移転できずに国庫への帰属も承認されなかった場合は、家庭裁判所により相続財産清算人の選任取消しがなされ、相続人不存在となります。

今後も引き続き所有者不明土地の解消のため、相続財産清算人の選任を講じてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいま再質問の答弁をいただきました。再々質問をいたします。

相続財産清算人が選任されて、養老町の場合、年に2件ほどこの申立てをしておるということでありますが、これに関する費用はどのくらいかということと、その費用はどこが負担しているのかということをお尋ねいたします。

また、もう1点は、相続人不存在となった場合の固定資産・土地等は、誰が責任を持って管理するのか。その点をお聞きして、最後になりますが、この義務化に伴って相続がスムーズにいくよう、行政のほうでもしっかりと周知をしていただくようお願いをしておきます。

○議長（北倉義博君） 永嶺税務課長、自席にて答弁。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） ただいまの松永議員の質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答をさせていただきます。

1点目の質問でございますが、相続財産清算人の選任を申し立てる際に必要な費用は、

収入印紙や郵便切手、官報公告費用として約1万円、そのほか相続財産清算人が業務を行う際に必要な経費として予納金が必要となり、金額は事案に応じて決定されます。

これまでの実績では、1件当たりおおよそ50万円程度を負担しております。なお、清算が終了した後、余った予納金は返還されます。

次に、2点目の質問の費用負担についてですが、町が利害関係人となり申立てを行う場合は、町が負担することとなります。

続きまして、3点目の質問でございますが、相続財産清算人の選任取消しがなされ、相続人不存在となった場合ですが、固定資産税につきましては、公示送達を行った後、最終的には不納欠損となると思われまます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

上水道事業における耐震化への対応についてを質問いたします。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震と津波により甚大な被害が発生しました。水道施設も甚大な損害を受け、地震対策の重要性を認識させられていました。

東海地区においても、明治24年の濃尾大震災、昭和19年の東南海地震、昭和20年の三河地震、昭和21年の南海地震など、マグニチュード8クラスの大震災が3年続きで見舞われております。幸いにもこの東海地区は、70年から80年大きな震災に見舞われておりませんが、いつ大きな震災が来るかも分かりません。

国では南海トラフ地震など大規模自然災害に対し、強靱な国づくりとして国土強靱化基本計画及び国土強靱化年次計画2022を策定し、水道においては、基幹管路の耐震適合率を2028年度末までに60%以上に引き上げる目標を掲げております。

厚生労働省としては、水道事業者における耐震化の取組を支援するための財政支援の拡充や、水道の耐震化等策定指針の提供等の支援に取り組んでいます。

阪神・淡路、東日本、熊本地震、今年1月の能登地震においては、水道施設が壊滅的な損壊を受けました。復旧に3か月から5か月かかっています。

そこで、次の3点について質問をいたします。

1点目、養老町の上水道施設の耐震化の現況はどのようになっているか。

2点目、上水道の布設管の老朽化対策及び耐震化の現況と今後の対策はどのようにしていくのか。

3点目、耐震化計画の年次計画と多大な財源が必要となるが、財源への対応についてを質問いたします。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの松永議員の御質問には、上水道事業の実務的

な内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の施設の耐震化の現況につきましては、現在、上水道事業において管理している施設は、水源を有するポンプ場4施設、水道水をポンプ場から遠方へ送水する中継増圧送水ポンプ場4施設、水道水を貯水する配水池3施設の全11施設でございます。

これらの施設の耐震化の状況につきましては、若宮の第4ポンプ場とそれに関連する若宮高区配水池、西小倉送水ポンプ場及び西小倉配水池の4施設は耐震性を有しておりますが、その他の第1、第2、第3ポンプ場及び養老高区配水池、養老中継ポンプ場、高林中継ポンプ場、柏尾増圧ポンプ場の計7施設は耐震性を有しておりません。

次に、2点目の布設管の老朽化対策及び耐震化の現況及び対策につきましては、町内に布設されている配水管において、地方公営企業法に定める法定耐用年数の40年以上経過したものは全体の47.9%になります。耐震化の状況は、10年前の平成25年度の末には約7.1%の耐震化率でございましたが、令和5年度までに実施した耐震管の布設替え工事により、令和5年度末で約17.1%となっております。

また、水道水を各地域まで運ぶための重要な管路である基幹管路の耐震化率は82.5%であり、引き続き災害時に避難所等へ配水する重要給水施設管路や布設年度の古い配水管から優先的に耐震管への布設替えを進め、耐震化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の耐震化計画の年次計画と財源の関係につきましては、令和4年度に策定した新上水道ビジョンに基づき、耐震性を有していない施設の統廃合や耐震化、重要給水施設管路の耐震管への布設替えを順次進めております。今年度は、上水道施設として第1ポンプ場と連携させる計画である西部簡易水道の第2ポンプ場の配水池耐震補強工事を進めております。

財源につきましては、国・県の交付金や補助金、また企業債を活用しながら実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

財源対策の一環として、半月ほど前、テレビで愛知県の上水道の耐震化の状況をニュースでやっておりましたが、豊田市、一宮市、新城市と大きな市町の中で、今後、耐震管の布設をするために料金の値上げを考えていると。料金を値上げしなければ、年次計画ができていないというような話合いがされておりました。あの地域においては、多分広域化も可能性がありますので、そういうことも含めて検討していくというようなメディアの報道がございました。

養老町として、今後、水道料金の値上げは、そういうような状況で考えておるかどうかということをお尋ねいたします。

そうしてから、大震災が起きたときの水道施設の関係のシミュレーション、どのように対応していくのか、それをお尋ねいたします。

大垣市においては、生活用水として民間の井戸を活用する災害時協力井戸制度の運用が始まったというようなことが、1週間前の新聞で報道されておりました。本町も、そのような大震災が起きたときの水道の利用の考え方、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問にお答えさせていただきます。

財源対策としての料金の値上げという御質問でございます。

新上水道ビジョンに基づく将来的な施設管理計画や収支計画などを踏まえまして、経営戦略により計画的にこれを行う必要があると思っております。また、水道使用料金の改定は、収支が悪化してから行うのではなく、将来的な施設管理計画や収支の予想を基に算出し、その時点における水道料金を適切に反映することが必要ではないかと思っております。

令和6年の4月現在におきまして、本町の水道使用料金は、県内でも高いほうから16番目でございます。また、現状の水道事業は、経営状況は黒字で健全経営となっておりますので、本町の水道使用料金は適切な料金設定であるというふうに考えております。直近での料金の改定は考えておりませんが、今後、上下水道経営審議会におきまして、水道使用料金の改定を諮問する必要性が生じた場合には、経営戦略に関して将来を見据えた御審議をいただき、事業運営に料金改定が必要であると判断された場合には、町民の皆様方へ丁寧な周知説明を図り、料金改定について適切な時期に進めていくことになると考えております。

今後も、町民の安心・安全な生活の根幹となる上水道事業につきましては、恒久的に持続していくことが求められておりますので、水道使用料金が時節に合った適切な金額となるよう、将来的な計画や予測も踏まえまして議論してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから、松永議員の2つ目の大震災が発生し、水道施設・布設管などが破損した場合のシミュレーションの関係ということと、3つ目の災害時協力井戸制度の関係について回答させていただきます。

本年元旦に発生した令和6年能登半島地震では、水が使えることの大切さ、またライフラインとなる上水道事業の重要性を改めて認識したところでございます。

本町におきましては、今後30年以内に発生する確率が70から80%と言われている南海トラフ地震を見据え、インフラの強靱化や事前の対策等をしっかりと講じていかなければならないというふうに考えております。大規模災害時には、第一に町内の各ポンプ場

が稼働可能かどうかの確認を行い、必要であれば稼働可能な状態にするための修繕を行います。

また、布設管の漏水につきましては、順次修繕対応を行ってまいります。その際に、岐阜県や公益社団法人日本水道協会へ災害復旧のための支援を要請し、一日でも早い復旧を目指してまいります。

また、養老町地域防災計画では、被災時には人が生命を維持するのに必要な最低水量と言われている1人1日当たり3リットルの飲料水を確保するため、被災後3日間は応急給水拠点の設置と住民の備蓄水での対応を基本と考えております。地震により水道施設が被災した場合には、水道の復旧には長期間かかることも予測されているため、応急給水拠点での給水に加え、給水車による給水も備えております。

さらに、不測の事態に対応するために、上下水道事業のBCP（業務継続計画）を策定し、組織体制と業務の整理を行い、非常時における応急給水や復旧に努めることとしており、そのために必要な資器材の備蓄も進めているところでございます。

今後も、上水道事業という町民の生活になくってはならないライフラインを担う町の責務として、安定的な供給が持続できるよう、災害への備えに万全を期してまいりたいというふうに存じます。

最後になりますが、議員御発言の災害時協力井戸制度につきましては、大規模な震災等の災害が発生し、水道が断水した場合に、近隣の被災者へ飲用水以外の生活水として提供いただける井戸として登録され、災害時に提供者の善意により自主的に井戸水を提供していただくものでございます。県内では、大垣市のほか羽島市、本巣市などでも実施されておるところですけれども、災害発生時の生活水の確保に井戸の活用は有益であると考えられますので、今後、当該制度について研究をしてまいりたいというふうに存じます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（北倉義博君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

これは、養老町の新上水道ビジョンの昨年度発行された中の一部でございます。先ほど、管路の耐震化率、基幹路は養老町82%を超えているというような回答がございました。

県内においても基幹路の耐震化率は40%前後ということで、養老町は非常に進んでいるということを感じましたが、この管路の耐震化率を見ますと、12.3%です。この中で基幹路が82%耐震化されておるということは、支管がほとんどされていないということが読み取れますので、支管が全部いかれたら生活は全くできませんので、ぜひいろんな方策を立てながら、支管のほうへも進めていただきたいということと、そうしてから施設の耐震化ですが、若宮以外は全て耐震化ができていないということでございます。

ので、大きな地震が来た場合、第1、第3のポンプ場関係が全て破損するというようなことも懸念されますので、そちらのほうも先んじてぜひ耐震化をやっていただくことを切に要望しております。

また、大震災の場合、広域での水道事業の各地域との災害協力が必要かと思っておりますので、これもしっかりと検討して、被災に備えて、いろんな対策を取っていただくことを切に要望して、私の質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（北倉義博君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日6月21日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時27分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年6月20日

議 長 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁

議 員 吉 田 太 郎

